「平成30年度品目別等輸出促進対策事業」 輸出時の"日本産/日本製"表示に関する調査

アクセンチュア株式会社 2019年1月



- 1. 調查結果概要
- 2. 表面パッケージに関する表示規制
- 3. 裏面ラベルに関する表示規制
- 4. 原産地表示の定義
- 5. 原産地表示の優良事例
- 6. 海外の消費者調査結果
- 7. 各国規制当局への問い合わせ結果
- 8. 参考資料

背景

- アジア圏を中心に日本産/日本製であることの評価・ブランドが高まっているが、 食品メーカーが、輸出に際して自社商品のパッケージに"日本産/日本製"と 目立つ形で表示する例は限られている
 - ▶ 裏面ラベルの原産国欄に小さく記載されているが、表面パッケージには 商品名/企業名が記載されているのみで、日本産/日本製と分かりづら い
 - ▶ 一方、欧州で製造された商品には、パッケージの目立つ場所に「Made in Italy」、「Produced in France」等と表示しているケースも多い
- 商品に"日本産/日本製"を強調表示をすることが、輸出拡大のきっかけとなり 得る一方、各国の規制上、表示に問題がないことや、現地消費者への訴求 効果を確認しておくことが必要

目的

- 国内で生産された農林水産物及び製造された加工食品に対して、"日本産/日本製"の表示を商品パッケージ(表面)/裏面ラベルにて強調する表示が、現地の法的に可能な場合の表記ルールやリスクの有無を含め詳細確認する
- "日本産/日本製"表示を強調することの効果に関して、産地を強調した優良 事例の収集を行うとともに、各国消費者に対して"日本産/日本製"表示に対 する認識・訴求効果を確認する

本報告書では、単語を以下の通りに定義している。

■【表面パッケージ】

商品名や商品の宣伝文を表示するパッケージの表面のこと。不正競争防止法・商標法等に類する規制の対象。

● 【裏面ラベル】

商品の裏面に表示・貼付する原材料や原産国を表示する欄のこと。主に食品表示法等に類する規制の対象。

●【原産地/原産国】

何を以って当該国の製品とするか、ということに関する定義。特に原材料が輸入品である加工品の場合、加工度に応じて、表示すべき原産地を原材料の国とすべきか、最終加工地の国とすべきかが異なる。





調査結果概要

- 現状、日本の加工食品メーカーが、輸出に際して**自社商品のパッケージに"日本産/日本製"**であることを強調する形で表示する例は限られている
 - ▶ 輸出されている日本産/日本製加工食品に関して、表面パッケージには商品名や企業名のみが記載されているケースが多く、一目で日本産/日本製と分かりづらい
 - ✓ 各国規制で表示が義務付けられているケースも多い、裏面ラベルの原産国欄に「Made in Japan」等と小さく記載されているのみ
- 一方、欧州製の加工食品(「イタリアのパスタ」・「フランスのワイン」等)においては、パッケージの表面に「イタリアの国旗」や「Product of France」等が明記されている商品が多く、原産国を分かりやすく訴求する工夫がなされている
- 世界的な日本食ブームや食品輸出の拡大に伴い、アジア圏を中心に日本産/日本製であることの評価・ブランドが高まっており、欧州の事例同様、輸出に際して自社商品のパッケージに"日本産/日本製"であることを目立つ形で表示することで、消費者への訴求・他国産の模造品との明確な差別化等に繋がる可能性がある
 - → 一部の日本の食品メーカーにおいて、輸出先国の特性に応じた"日本製"表記の工夫を行うことで、輸出先での需要が拡大した事例も実際に見られる
 (例:アジア圏向けの麺製品に関して、"日本製造"と表面パッケージに記載)

- "日本産/日本製"と表示するための定義に関しては、各国・地域によって異なるが、原則として、通 関時に適用される原産地の規則(各国の非特恵原産地規則)に準じて、日本で生産/製造され た商品であれば"日本産/日本製"と表示して問題ない
 - ▶ ①完全生産品基準(原材料産地・加工が全て日本)、②付加価値基準、③関税番号変更基準等のいずれかを満たせばよいことが基本
 - ▶ 輸出を実際に担っている物流事業者等へのヒアリングも行ったが、規則が明文化されていない 国を含めて、各国の非特恵原産地規則に準じた原産地表示を行っている場合に、商品への 原産地表示が通関停止等に繋がった事例は見当たらなかった
- 米国・EU・香港・シンガポール・台湾における食品表示に関する規制を調査し、基本的に、<u>表面</u> パッケージ・裏面ラベルに"日本産/日本製"を表示することは、現地法令に鑑みて問題がないこと を確認
 - ▶ 表面に関しては、表示サイズ・言語・フォント等に関する指定はなく、自由に表示が可能
 - <u>"日本産/日本製"の表示は「日本で生産/製造された商品」のみ</u>に許されており、他国製品には使用が禁じられているという点において強い権利を持つ

- 海外の消費者調査を行った結果、総じて、日本産農林水産物や日本製加工食品に対する安全性や品質へのイメージ・評価は高く、"日本産/日本製"であることを強調表示することは購買意欲向上に資する
 - ▶ 食品購入時に原産地を重視する人は全体の約7割。特に、食品の大半を輸入している香港・シンガポールではその傾向が強い
 - ▶ 食品購入の際には、基本的に表面・裏面のパッケージ双方を確認することが多いが、米国・ EUにおいては表面のみを見る消費者の割合が高く、表面への原産国表示が必要
 - ▶ "日本産/日本製"を表示することで、全体として約5割の海外消費者が購買意欲が高まると回答しており、特に麺類・菓子等の加工食品に関して評価が高い(約6割)
- 原産地の効果的な表示方法に関しては、加工食品中心に「<u>Made in Japan</u>」と記載することへの評価が高く、アジア圏では「<u>日本製造</u>」の記載及び<u>日本国旗</u>の使用も効果的であることを確認
 - <u>米国</u>では原産地が分かりやすい「<u>Made in Japan</u>」が好まれる傾向にある一方、<u>EU</u>では「Made in Japan」は家電製品のイメージを持たれるケースも存在するため、「<u>Product of Japan</u>」の表記が望ましいとの回答も複数
 - ▶ また、生鮮品の場合は、「Product of Japan」の方が連想しやすいとの回答も存在
 - ▶ 中華圏をはじめとするアジア圏では、"日本語"に対するイメージ及び日本国旗の認知度が高い上、「本物の日本産品/日本製品」との印象を与えるため、「日本製造」との日本語表記や日本国旗を使用することも効果的

- ・ "日本産/日本製"を商品に強調表示することは、海外消費者へのプロモーション上有効
- 輸出拡大を目指す各生産者/食品メーカーは、商品パッケージの表面/裏面(特に表面)に自社商品に合った"日本産/日本製"の強調表示に関する検討を積極的に進めるべき
- 輸出対象品目・対象国によって、下記の表記が推奨される

【品目別】

- ➤ 加工食品:「Made in Japan」
- ➤ 生鮮品:「Product of Japan」

【国·地域別】

- ▶ 中華圏:「Made in Japan / 日本製造」※漢字併記
- ➤ 米国:「Made in Japan」
- EU: [Product of Japan]
- 日本産/日本製と表示するための定義: 通関時に適用される原産地の規則(各国の非特恵原産地規則)に準じていれば問題がない

輸出商品に"日本産/日本製"の強調表示を行うことで、「日本」×「品目」のブランドイメージを醸成し、個別商品の輸出力の底上げを目指すことが望ましい。

現在の一般的な日本製品のステージ

「日本×品目」の 海外認知度:低

「日本×品目」の 海外認知度:中

「日本×品目」の 海外認知度:高

概況

・世界の消費者に日本産/日本製であることが十分に認知されておらず、 日本と品目が紐づきにくい品目 ・情報感度の高い一部の消費者に は日本産/日本製だと認知されて いるが、広く消費者には日本産/日 本製と認知されていない品目 • 「国」×「品目」のイメージが世界の 消費者に定着しており、日本産/日本製であることが消費者にとって良 いイメージを想起させる商品

品目例

- 菓子
- 飲料
- ※商流が確立されていない、 中小メーカーの商品等

- 日本酒
 - ▶ 販路は日本食店向けなどに偏在 し、日本酒の認知度がまだ低いと ころも多い※
- 日本茶 (緑茶)

- 日本茶(抹茶)
- 《参考》 イタリア製パスタ等
 - 日本国内で販売されているパスタの多くに、イタリアの国旗が表示されている
- ・ "日本産/日本製"表記を強調することで、「Sake=Japan」・「Matcha=Japan」のように、 日本×品目の連想性・ブランドイメージを高め、品目横断で日本産/日本製品のブランドイメージ醸成
- 「日本ブランド」を活用した<u>個別商品の輸出力の強化・底上げ</u>
 - ▶ 特に、アジア圏等の日本産/日本製に良いイメージを持つ地域の消費者の需要喚起

各国共通で、表面パッケージ・裏面ラベルに"日本産/日本製"を表示することは、現地法令に鑑みて問題なく、各国の非特恵原産地規則に準じて、日本で製造された商品であれば、"日本産/日本製"と表示して問題ないと考えられる。

シンガポール 香港 米国 台湾 ΕIJ • 非特恵原産EU指 • 非特恵原産地規 •『進口貨物原產地 通 ・ 米国税関の定める • 非特恵原産地 令、WTO協定に準 則または特恵原産 認定標準』(非特 関 原産地証明 「1930年関税法」 恵原産地規則)に 規則に基づく 拠したリスト等に基 地規則(EPA)に基 時 等に基づく づく づく 基づく 食品表示上 原産地は通関時の定義に準ずる 明確な原産地定義なし※ の原産地 表面 "原産国(日本産/日本製)"/日本国旗の表示可(表記方法に特段の定めなし) パッケージ 現 地 流 通 原産国表示可(義務なし) 原産国表示義務あり 時 裏面 • 中国語、英語また • 販売国の公用語 • 英語 • 英語 中国語及び象徴記 ラベル は両言語 • 文字サイズの •記載場所·文字 •表記内容•記載場 •場所・文字等の 指定あり サイズの指定あり 所・文字サイズの •記載場所·文字 指定なし 指定あり サイズの指定あり

※ただし、非特恵原産地規則に準じていれば問題ないと考えられる(輸出事業者ヒアリング結果) 出所:各国規制・当局問い合わせを基に作成

©Accenture 2019. All Rights Reserved.



香港では、表面・裏面双方において「Made in Japan」等日本産/日本製である旨の表示が任意で可能と考えられる。

		表面パッケージ	裏面ラベル	
	日本産/日本製" 示の義務/可否	可(義務なし)	可(義務なし)	
	日本産/日本製" 表示を行う条件	明文化規定なし 「商品表示条例の定めに基づき、商品に関連する表示は明確かつ正確でなくてはならず、 者を欺いてはならない」(香港当局回答)		
	表示内容		・ 国名のみ表示可(記載文言指定なし)	
	言語	• 指定なし(自由)	• 中国語·英語(併用可)	
表示方法	文字 フォント/サイズ		フォント指定なし文字サイズ指定なし	
7/4	表示場所		• 指定なし(一般的に裏面に表示)	
	GIとの併記 (北海道産等)	任意で記載可能✓ 記載する情報は事実かつ誤解を招かないものでなる。	なければならない(当局回答)	



シンガポールでは、ラベルへの原産国表示は義務。表面パッケージへの「Made in Japan」等日本産/日本製である旨の表示は任意で可能と考えられる。

		表面パッケージ	裏面ラベル	
	日本産/日本製" 示の義務/可否	可 (義務なし)	可 (義務 <u>あり</u>)	
	日本産/日本製" 表示を行う条件	• 明文化規定なし 「商品の最終的な加工場所が原産国となる」(シンガポール当局回答)		
	表示内容		• 国名のみ表示可(記載文言指定なし)	
	言語	• 指定なし(自由)	• 英語のみ	
表示方法	文字 フォント/サイズ		・ 文字サイズ指定あり(1.5mm以上)・ フォントの指定なし(自由)	
	表示場所		パッケージへの印字もしくは貼付ラベル上	
	GIとの併記 (北海道産等)	任意で記載可能✓ 但し、記載に虚偽がないことが前提(当局回答)		



台湾では、表面・裏面双方において「Made in Japan」等日本産/日本製である旨の表示が任意で可能。当局が明確な原産地の定義を公表しているため、表示を行うためには条件を満たす必要がある。

		表面パッケージ	裏面ラベル	
	日本産/日本製" 示の義務/可否	可(義務なし)	可 (義務 <u>あり</u>)	
	日本産/日本製" 表示を行う条件	 完全生産品(日本国内で得られたもののみを材料として生産さ 関税番号変更基準((HSコード上6桁)が現地加工/製造 付加価値基準(物品の重要な加工/製造が国内で完結する 	により変更を生じていること)	
	表示内容		• 国名のみ表示可(記載文言指定なし)	
	言語	长宁+7(白古)	中国語及び象徴記号(台湾で一般的なものに限る)	
表示方法	文字 フォント/サイズ	• 指定なし(自由)	・ 原則2mm以上の文字サイズ・ フォントの指定なし(自由)	
<i>/</i> /	表示場所		裏面ラベルに、品名・原材料名・食品添加 物名等の必須項目とともに記載	
	GIとの併記 (北海道産等)	• 明文化規定・当局回答なし		



米国では、ラベルへの原産国表示は義務。表面パッケージへの「Made in Japan」等日本産/日本製である旨の表示は任意で可能。当局が明確な原産地の定義を公表しているため、表示を行うためには条件を満たす必要がある。

		表面パッケージ	裏面ラベル	
	日本産/日本製" 示の義務/可否	可(義務なし)	可 (義務 <u>あり</u>)	
		完全生産品基準関税番号変更基準物品に重要な特性を与える原材料基準	3条件のうちいずれかを満たす	表/裏 共通
	表示内容		• Made in 国名またはProduct of 国名	
	言語	比点也(方也)	・ 英語での記載義務。他言語の併記は任意	
表示方法	文字 フォント/サイズ	• 指定なし(自由)	 1.6mm~12.7mm以上の活字表示 (パッケージ面積により変動) フォント指定なし 	
	表示場所		• 商品の側面・裏面の「Information Panel」欄の原産国表示欄	
	GIとの併記 (北海道産等)	• 明文化規定・当局回答なし		



EUでは、加工食品については原産国の表示義務はなく、表面・裏面双方において「Made in Japan」等日本産/日本製である旨の表示は任意で可能と考えられる。

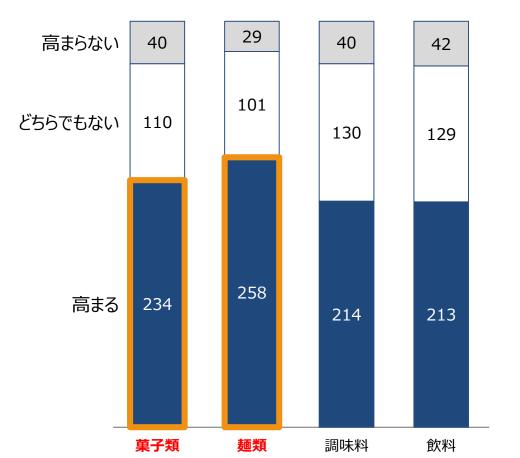
		表面パッケージ	裏面ラベル	
	日本産/日本製" 気示の義務/可否	可(義務なし)	可 (義務なし [※])	
	日本産/日本製" 表示を行う条件	• 明文化規定なし (一部品目を除き、原産国の表示義務がない。EU加盟各国での独自規定設定は禁」		
	表示内容		• 指定なし	
	言語		• 販売国の公用語 (併記ならばEU域内の公用語も可)	
表示方法	文字 フォント/サイズ	• 指定なし(自由)	フォント指定なしアルファベットの「x」の高さが1.2mm以上	
//	表示場所		指定なし	
	GIとの併記 (北海道産等)	任意で記載可能✓ 曖昧な表現や消費者を誤認・混乱させる表記は	認めない(当局回答)	

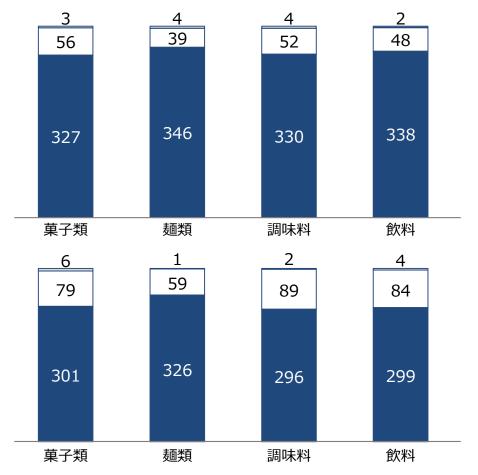
[※]果物/野菜/はちみつ/オリーブ油/肉等の一部の品目に限り一部食品への原産国表示を義務付け出所: 各国規制・当局問い合わせを基に作成

"日本産/日本製"表示は各国において購買意欲向上に寄与し、安全性・品質に対する高い評価に裏付けられている。品目別では、特に麺類・菓子に関して有効性が高い。

"日本産/日本製"表示で購買意欲は高まるか?

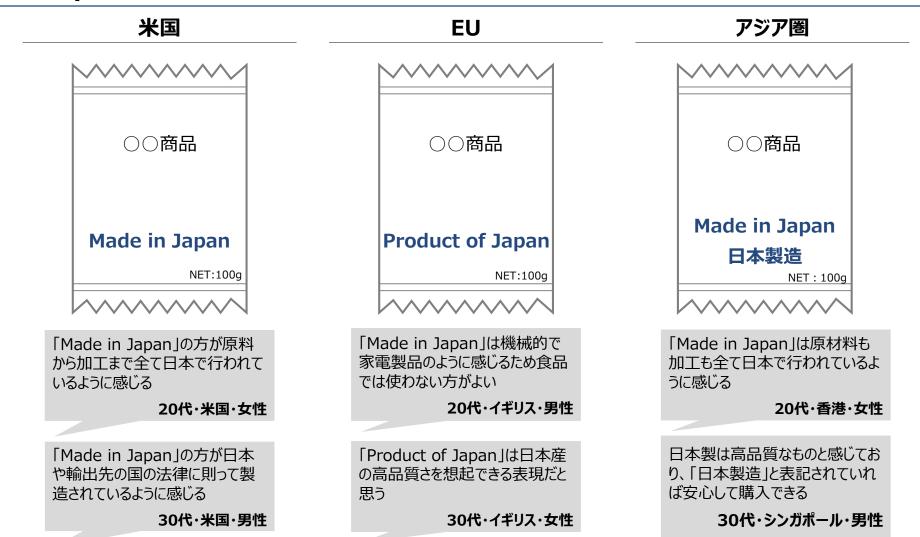
"日本産/日本製"と聞いて安全性(上段)/品質(下段) に関する評価は高まるか?





出所:Web消費者アンケート結果(単位:人)

米国では「Made in Japan」、EUでは「Product of Japan」、アジアでは「Made in Japan」と「日本製造」の併記が望ましい。



出所:Web消費者アンケート/消費者ヒアリング結果

"日本国旗"の表示に関する消費者意見

"日本国旗"を表示する効果に関して、日本国旗の知名度の高いアジア圏では効果的と答える消費者が多い一方、日本国旗の知名度の低い欧米では"Made in Japan"の記載のみでよい、との回答が多い。

アジア圏

- 一般的に香港人は日本の国旗を知っており、食品のパッケージに記載するのはわかりやすくなるので良いのではないか
- 白地に赤い丸だと、パッケージデザインにそぐわないと考える メーカーも存在するかもしれないが、香港人としては、日本 製と一目で分かるので国旗が書かれている方がよい

20代·香港·男性

- シンガポール人は日本の国旗を知っているケースが多く、日本製をアピールする上で一定の効果はある
- 国旗は、桜のような日本的なシンボルを表示するのと同程 度の効果という印象がある

30代・シンガポール・女性

欧米

- イギリス人の教育水準の高い層は日本の国旗を理解しているが、割合はそれほど高くないと思われる
- 商品パッケージに日本国旗を記載されても何を意味するのか理解できない可能性が高く、そういう意味において、日本国旗よりも、日本製を強調するには"Made in Japan"もしくは"Product of"を記載する方がよい

30代・イギリス・男性

- アメリカ人の多くが日本の国旗を理解しているとは思うが、 "Made in Japan"と国旗を併記するのは過剰表現だと 感じるため、"Made in Japan"と表示するだけでよい
- また、国旗のみを商品パッケージに記載すると、日本製を 意味するのかどうかが分かりづらい

30代·米国·男性

日本で販売されているイタリア製のパスタの多くには、イタリア製であることを想起させるデザインがパッケージ表面に記載されている。

イタリア製パスタ





イタリア製であることを想起させる 国旗や「イタリア」表示がされている

ギリシア製パスタ



製造国を示す 表示がされていない

「イタリア製」を自然と想起させるパスタでさえ、イタリア製表示を行っていることに鑑みると、 日本酒等も「Made in Japan」を明記するのが望ましい

日本で販売されているフランス製のワインの多くには、"Product of France"等の「フランス製」を示す表示がなされている。





なお、ブルゴーニュやシャンパーニュ等、産地名が広く世界的に認知されているワインに関しては 「フランス製」の表示は少ない傾向にあった

出所:都内輸入酒販売店

日清食品は米国向け商品には「Made in Japan」、香港向けには「日本製造」と表示する等、各国・地域に合わせた"日本製"の訴求表示を行っている。



メーカー 概要

- ・ メーカー名:日清食品株式会社
- 事業内容:インスタントラーメンを中心とした食品加工

商品 パッケージ の丁夫点

- 米国向けのとんこつラーメン(ラ王) は裏面パッケージに 「Made in Japan」と記載
 - ✓ 原則として、英語表記を中心としており、商 品口ゴを除いて日本語の表示はない
- 香港向けのうどん(どん兵衛)は「日本製造」と記載し、 日本の商品であることを前面にアピール
 - ✓ パッケージ裏面の原産国表示箇所には 「日本製造 Product of Japan」と日本語 と英語を併記

出所:事業者ヒアリングを基に作成

商品パッケージにおける"日本産/日本製"強調表示事例(エス・トラスト)

中小の菓子メーカーである「エス・トラスト」は、輸出拡大戦略の一つとしてパッケージに "Made in Japan"表記を行った。商社からの引き合い、現地需要が増加し、輸出額 を前年度比150%に拡大させることに成功。



• チョコレート以外に、他の海外製品と差別化がし やすい「わさび」フレーバー等、「日本らしい」商品 の企画・開発に取り組んだ

メーカー 概要

- ・ メーカー名:株式会社エス・トラスト
- 事業内容:ゲームセンター景品用の菓子製造販売

商品企画 の背景

- 事業拡大戦略として、2014年からインバウンド顧客・ 輸出用の菓子を製造(OEM)・販売
 - ✓ 左記は当社企画の海外輸出専用の商品
- 製造技術等に頼らずに大手メーカーの商品と差別化を 図る策の一つとして、"Made in Japan"表記を実施

Made in Japan 表示の 効果

- "Made in Japan"などの表示の追加により、当該商品輸出額は前年度比約150%に増加
 - ✓ 「表記前は多数ある日本語表示の商品」と 認識されていた
 - ✓ 表記後は「日本製品」であることが強調でき、 海外消費者が迷わずに"日本製"を選べるようになる等、現地需要が拡大。商社からの取扱い要望も増加した

出所:事業者ヒアリングを基に作成

「Made in Japan」表示の適法性を調べるために、通関時に使用される「原産地」の定義及び、パッケージ表示・裏面ラベルに係る規制等の調査を実施。

			記載箇所/書類	定義	スコープ
通関時		全地 :明	• 輸出先国の通関時に 使用するインボイス等	輸入貨物の国籍を示すための書類✓ 「完全生産基準」・「実質的変更基準」等に 基づき、原産国を定義	原産国の定義を 原産地証明の 基準に依拠して いる米国・台湾 のみが調査対象
販売国内流通時	加工食	表面	パッケージ表示(表面)商品広告(パッケージ 上の貼付ラベル等)	加工食品の包装等に印刷され、加工食品の中身を表現するもの商品パッケージ上に記載され、商品に関連のあるイラスト、写真などで内容物を表現するもの	パッケージ上の 「Made in Japan」表記の 合法性等を調査
	工食品表示	裏面	裏面ラベル	 中身の見えない包装済み加工食品の内容/属性を示すため、原産国、内容量、食品添加物等の情報を表示するラベル ✓ 記載する原産国の定義は、原産地証明と同様である国と、異なる国が存在するため留意が必要 	裏面ラベル上の 「Made in Japan」表記の 合法性等を調査

主な輸出5カ国・地域において、"日本産/日本製"及び日本国旗を商品に表示すること に関する規制(表示方法・項目)やリスク等(原産地表示基準)を調査。

調査対象国 調查対象 論点 • 商品のパッケージへの"日本産/日本製"表示及び 日本国旗の表示に関する規制の洗い出し 香港 シンガポール 台湾 ✓ 表示方法(言語・文字サイズ・表示箇所等) ✓ 表示に係るリスク 表面 ▶ 原産国表示の基準(他国産の原料を用いて製 パッケージ 造した場合日本産/日本製としてよいか) ▶ デザイン等の意匠・商標に係るリスク 米国 EU ✓ 原産地の併記の可否(日本、北海道産等) • 「不正競争防止法」・「商標法」等が対象 に関する規制の洗い出し ✓ 表示項目(原材料·原産国·賞味期限等)

- 主な主要な輸出先国であり、規制環境の 異なる5カ国・地域を調査対象に選定
 - ✓ 理解しやすいように、日本の法体系に関して も調査を行い、比較できるようにする

裏面ラベル (原材料・ 賞味期限等)

- ・裏面ラベルへの"日本産/日本製"表示及び日本国旗の表示
 - ✓ 表示方法(言語・文字サイズ・表示箇所等)
 - ✓ 表示に係るリスク
 - ▶ 原産国表示の基準(他国産の原料を用いて製 造した場合日本産/日本製としてよいか)
 - ✓ 原産地の併記の可否(日本、北海道産等)
- 「関税法 |・「食品表示法 |等が対象

24

日本における国内流通時の原産国表示(裏面ラベル)に関する規則は「食品表示法」が中心であり、記載項目・フォーマットが厳格に定められている。

分	類	法律·規制	原産国の表示方法	目的·用途	規制概要
① 通 関	一般関税	• 関税法71条	貨物・包装に表示「国名」を表示(言語・文字サイズ等の指定なし)	生産者・消費者 保護のため	・ 商工会議所で発行される原産地証明書が必要・ 通関後の保税倉庫にて、国内流通用のラベルを貼付✓ 通関時には国内販売のために必要なラベルが貼られていなくてもよい
①通関時表示	特恵関税	関税法71条二国間協定	• 同上	生産者・消費者 保護のため	 日本各地の日本商工会議所が発給する経済連携協定(EPA等)に基づく特定原産地証明書が必要 ✓ 特恵関税制度による原産地証明以前に、産地の適正表示等は関税法71条で規定
([2) 国 为	• 食品表示法 (第8条9項)	裏面ラベルに表示日本語で指定の文字サイズ・フォントで「国名」を表示	• 消費者保護のため	 「食品表示基準」によって記載項目・記載方法(文字サイズ)が厳格に定められており、表示の自由度は低い 「食品表示基準」の本旨は消費者に誤解を与えない表示をすることであり、裏面ラベルは商品のPR等を行う欄ではない(消費者庁電話ヒアリング)
· 《入日 日 三 三 三	2国内流通寺表示	景品表示法薬機法	ラベル外パッケージに表示有利誤認・優良誤認に抵触する表示を禁止	• 消費者保護のため	 効能や製法等に関して、有利誤認・優良誤認が認められる場合、「景品表示法」・「薬機法」に基づいて表示が制限される ✓ 基本的に、食品に関する表示規制は「食品表示法」が中心

表面パッケージに関する表示規制

パッケージ表示への"日本製"表示の適法性(香港)

香港では商品表示の規制として、商品全般の説明義務等に係る「商品説明条例」、パッケージデザイン等に係る「商標条例」が存在。両条例で「Made in Japan」等や日本国旗の記載は、「適切な原産地表示(日本産/日本製)」であれば問題ないことを確認。

法律名	所管	規制対象	日本産/日本製/国旗表示可否	表示に関する 主な禁止事項	日本における 類似の法律
商品説明 条例 (第2部)	•税関	• 商品 • 広告 • サービス	可 • (適切な原産地表示 ^{※1} であれば、表記の手法 に関する規制はない)	 商品や包装、店頭販売時の商品設置台への虚偽表示を禁止 条例違反状態の商品は、供給/販売/取引/製造のための保有禁止 	•不正競争防止法
商標条例 (第11条)	•税関	• 商標	可 • (適切な原産地表示 ^{※2} であれば、表記の手法 に関する規制はない)	商品そのもの、商品の 包装/ラベル/広告に おいて、同一/類似の 商標の使用を禁止	• 商標法
コモン・ロー (英国の 判例含む)	✓ 香港の法 た、香港J	制度は判例法(] 以外のコモンロー・	yならず、判例法(コモン・ロー)に コモン・ロー)制度であり、香港の 制度国(特にイングランドとウェー ersuasive)」とみなされている	裁判所の過去の判決が先例	

※1:商品の情報には、口頭、印刷品、テレビ放送、チラシ、電子メール、さらに行動により伝えられたものまでもが含まれる。当該商品やサービスの「核心」に関わる部分について虚偽をまねく記載 (ミネラルウォーターと記載されているにも関わらず、ただの水道水であるなど)は問題であるとされるが、小さな誤り(長さ1mと記載があるが、実際はそれに1mm足りない場合など)は問題とされない。 ※2:コンセント(同意)制度を利用し、商標登録者の同意を得た場合は、商標権者以外の者による商標使用が可能となる

出所: JETRO資料・香港政府資料等を基に作成

【商品説明条例】

- ・ 第2条 虚偽商品説明の意味
 - (a) 虚偽が非常に重大なレベルにある商品説明
 - (b) 虚偽ではないが誤解を招くような商品の説明、すなわち商品の説明は、虚偽の重要度となる商品の説明とみなされる可能性が高い
- 第7条 商品説明に関する違法行為 2012 年E.R.2 号 2012/08/02
 - (1) 本条例の規定を前提として、以下の者の行為は違法である
 - (a) 取引又は業務の過程において
 - (i) 商品に虚偽商品説明を使用する者。又は
 - (ii) 虚偽商品説明が使用されている商品を供給するか又は供給を申し出る者。
 - (b) 虚偽商品説明が使用されている商品を販売のため、又は取引若しくは製造目的のために保有する者

【商品説明条例】

- 第2条 虛假商品說明 (false trade description)指 ——
 - (a)虛假達關鍵程度的商品說明;或 (由2012年第25號第3條修訂)
 - (b)雖非虛假但卻具有誤導性的商品說明,亦即該商品說明相當可能會被視為屬一種會是虛假達關鍵程度的商品說明; (由2012年第25號第3條修訂)

原文

- 第7条 與貨品的商品說明有關的罪行*
 - (1)除本條例條文另有規定外,任何人如有下列作為,即屬犯罪 ——
 - (a)在營商過程或業務運作中 ——
 - (i)將虛假商品說明應用於任何貨品;或
 - (ii)供應或要約供應已應用虛假商品說明的貨品;或
 - (b)管有任何已應用虛假商品說明的貨品作售賣或任何商業或製造用途

【香港食品及び薬物(成分および表示)規則】

- 附表3 1.包装食品のマーキングとラベル付け 名称または指定
 - (1)包装済みの食品には、その食品名または表示を読みやすい形で表示またはラベル付けしなければならない。
 - <u>(2)食品の名称または記号は、食品の性質に関して、いかなる点でも誤っている、誤解を招く、または欺瞞的</u> であってはならない
 - (3)商品の性質に関して、銘柄名や商標が購入者を誤解させる可能性がある場合は、必要に応じて、高さ 3mm以上の読みやすい文字で"ブランド"(牌子)または "TM"(商標)という言葉を標章の直後に書かなければならない

原文

【香港食品及び薬物(成分および表示)規則】

- SCHDULE 3 1.Name or designation
 - (1)Prepackaged food shall be legibly marked or labelled with its food name or designation. (L.N. 80 of 1996)
 - (2)The food name or designation shall not be false, misleading or deceptive in any respect as to the nature of the food. (L.N. 80 of 1996)
 - (3)If any brand name, including any fancy name, or any trade mark would be likely to mislead a purchaser in any respect as to the nature of the food, such name or mark shall be immediately followed by the word "Brand" (牌子) or the letters "TM"(商標), as appropriate, printed in legible letters or characters of not less than 3 mm in height. (以下略)

【香港食品及び薬物(成分および表示)規則】

・ 6.製造業者または包装者の名前と住所

包装済み食品には、製造者または包装業者の登録事務所、または主たる事務所の正式な名称または事業名、詳細な住所または詳細を、読みやすい形で表示またはラベル付けするものとする

- √ 原産国
- ✓ 香港の販売代理店またはブランドオーナーの名前
- ✓ 香港の販売代理店またはブランド所有者の登録事務所又は主たる事務所の住所
- ✓ 香港の販売代理店またはブランド所有者によって書面により当局に通知されている、原産国における食品の製造業者または包装業者の完全な住所 (以下略)

原文

【香港食品及び薬物(成分および表示)規則】

- 6.Name and address of manufacturer or packer
 - (1) (中略)<u>prepackaged food shall be legibly marked or labelled with the full name or business name and the full address or details of the registered or principal office of the manufacturer or packer.</u> (中略)<u>it is marked or labelled with—</u>
 - √ an indication of its country of origin;
 - ✓ the name of the distributor or brand owner in Hong Kong; and
 - ✓ the address of the registered or principal office of the distributor or brand owner in Hong Kong; and
 - ✓ the full address of the manufacturer or packer of the food in its country of origin has been notified in writing to the Authority by the distributor or brand owner in Hong Kong.

 (以下略)

出所:食品及び薬物(成分および表示)規則

【香港食品及び薬物(成分および表示)規則】

- 8.適正な言語
 - (1)包装済み食品の表示またはラベル付けは、英語または中国語、または両方の言語で行われるものとする。
 - (2)英語と中国語の両方が包装済み食品のラベルまたは表示に使用されている場合は、食品名称と原材料のリストは両方の言語で表示されるが、そうでない場合は、どちらか一つの言語で表示すればよい
 - (3)特定の場合に当局が別途要求する場合を除き、包装済みの食品が製造国の国有のものまたは伝統的なものであり、他国では一般的に製造されていない場合には、この附表に基づいて、製造国の言語で表示またはラベル付けを行うこと

原文

【香港食品及び薬物(成分および表示)規則】

- 8.Appropriate language
 - (1)Except as provided in section 4(2), (3), (4), (5) and (7) and subject to subsection (3), the marking or labelling of prepackaged food for purposes of this Schedule shall be in either the English or the Chinese language or in both languages.
 - (2)If both the English and Chinese languages are used in the labelling or marking of prepackaged food, the name of the food and the list of ingredients shall appear in both languages, but otherwise the requirements of this Schedule need only be met in one of those languages.
 - (3)Unless the Authority otherwise requires in any particular case, any prepackaged food may, if it is national or traditional to the country of its manufacture and is not generally manufactured in any other country, be marked and labelled in accordance with this Schedule in the language of the country of its manufacture.

シンガポールでは商品表示の規制として、取引の公正化を図る「消費者保護法」食品の安全保障に係る「食品販売法」、デザイン等に係る「商標法」が存在。「Made in Japan」等や日本国旗の記載は「適切な原産地表示(日本産/日本製)」であればよい。

法律名	所管	規制対象	日本産/日本製/国旗 表示可否	表示に関する 主な禁止事項	日本における 類似の法律
消費者保護 (公正取引)法 (52A)	• 通商産業省 (Ministry of Trade and Industry)	• 商品 • サービス • 広告	可 (適切な原産地表示※ であれば、表記の手法に関 する規制はない)	欠陥製品の販売優良誤認(安い菓子を高級菓子に偽装する)有利誤認(内容量を多く見せかける)	•不正競争防止法 •独占禁止法
食品販売法 (第3部)	• 農業食品 畜産庁 (Agri-Food and Veterinary Authority)	• 商品	可 (適切な原産地表示※ であれば、表記の手法に 関する規制はない)	・危険な食品/有害な 食品の販売禁止・食品成分の偽装	• 食品表示法
商標法 (第56条)	• 知的財産局 (Intellectual Property Office of Singapore)	• 商標	可 国旗に関する商標権の 主張は不可のため、 自由に使用可能	• 商標の無断使用/偽造	• 商標法
コモン・ロー (英国の 判例含む)	✓ シンガポ·	-ルは長ら〈英	みでなく、判例法(コモン・ロ 国領であったため、現在でも で英国の判例が引用される	ち司法判断には、裁判所	

出所: JETRO資料・香港政府資料等を基に作成

【消費者保護法(第52A章)】

- 不公正な慣行の意味
 - 4.消費者取引に関連する、供給者の不公平な慣行は次のとおり
 - (a)何かを言うこと、または何かをしないこと、言わないことで、結果として消費者を騙したり、誤解させたりすること
 - (b)虚偽の主張をすること
 - (c) 知っているか、または合理的に知るべきでありながら、次の消費者を利用すること
 - (i)自分の利益を守る立場にない者
 - (ii)取引の特徴、性質、言葉または効果、または取引関連事項を合理的に理解することができない者 (以下省略)

原文

[CONSUMER PROTECTION (FAIR TRADING) ACT (CHAPTER 52A)]

- Meaning of unfair practice
 - 4. It is an unfair practice for a supplier, in relation to a consumer transaction (a)to do or say anything, or omit to do or say anything, if as a result a consumer might reasonably be deceived or misled;
 - (b)to make a false claim;
 - (c)to take advantage of a consumer if the supplier knows or ought reasonably to know that the consumer
 - (i)is not in a position to protect his own interests; or
 - (ii)is not reasonably able to understand the character, nature, language or effect of the transaction or any matter related to the transaction (以下省略)

【食品販売法】

- 食品ラベルに虚偽や誤解をまねく記載をしてはならない
- 虚偽、誤解を招く方法、または欺瞞的であるか、価値、品質、安全性に関して誤った印象を与える可能性のある方法で、ラベルを付けたり、宣伝した商品を販売してはならない

原文

[SALE OF FOOD ACT (CHAPTER 283)]

- Prohibition on false or misleading statements, etc., on labels
- 9.—(1) No written, pictorial, or other descriptive matter appearing on or attached to, or supplied or displayed with food is to include any claim or suggestion whether in the form of a statement, word, brand, picture, or mark purporting to indicate the nature, stability, quantity, strength, purity, composition, weight, origin, age, effects, or proportion of food or its ingredients that is false, misleading or deceptive, or is likely to create an erroneous impression regarding the value, merit or safety of the food.
- False labelling, etc.
 - 17. No person shall sell any food which is labelled or advertised in a manner that is false, misleading or deceptive or is likely to create an erroneous impression regarding its value, merit or safety.

台湾では商品表示に対する規制として、不正競争防止に係る「公平交易法」や表示に係る「商品表示法」等が存在。「Made in Japan」等及び日本国旗の記載は、「適切な原産地表示(日本産/日本製)」であれば問題ないことを確認。

_	法律名	所管	規制対象	日本産/日本製/国旗表示可否	表示に関する 主な禁止事項	日本における 類似の法律
	公平 交易法	• 公平交易 委員会	• 商品 • 広告 • サービス	可 (適切な原産地表示 であれば、表記の手法に関 する規制はない)	・カルテルや市場独占・不当表示・再販価格の維持	• 不正競争防止法 • 独占禁止法
	商品 表示法	・経済部 (日本の経産 省に相当)	•商品	可 (適切な原産地表示 であれば、表記の手法に 関する規制はない)	•虚偽表示 (産地偽装·内容量偽 装)	• 景品表示法
	食品 安全衛生 管理法	・衛生福利部 (日本の厚労 省に相当)	• 食品 (食品に関 しては他法 に優先)	可 (適切な原産地表示 であれば、表記の手法に 関する規制はない)	• 衛生不全 • 食品偽装(産地偽装)	• 食品表示法
	商標法	•智慧財産 法院	•証明商標 •団体商標	可 国旗に関する商標権の 主張は不可のため、 自由に使用可能	• 登録商標の無断使用	• 商標法
LLI EG	消費者保護法	智慧財産法院	• 証明商標 • 団体商標	可 (適切な原産地表示 であれば、表記の手法に 関する規制はない)	• 原産地表示等に 関する虚偽表示	•消費者保護法

出所: JETRO資料・香港政府資料等を基に作成

【公平交易法】

- · 第 三 章 不公平競争 第 21 条
 - ✓ 事業者は商品又は広告において、又はその他公衆に知らせる方法によって、商品と関連し取引決定に影響を及ぼし得る事項について、事実に反する虚偽の又は誤解を生じさせる表示又は表徴を載せてはならない
 - ✓ 前項に定める商品と関連し取引決定に影響を及ぼし得る事項には、商品の価格、数量、品質、内容、製造方法、製造日、有効期限、使用方法、用途、原産地、製造者、製造場所、加工者、加工場所、及びその他誘致効果のある関連事項が含まれる
 - ✓ 事業者は、前項に掲げる事実に反する虚偽の又は誤解を生じさせる表示が載せられた商品を、販売、運送、輸出又は輸入してはならない
 - ✓ 前三項の規定は、事業者の役務において準用される

【**公平交易法**】 • 第 = 章 *7*

- 第三章不公平競爭第21條
 - ✓ 事業不得在商品或廣告上,或以其他使公眾得知之方法,對於與商品相關而足以影響交易決定之事項,為虛偽不實或引人錯誤之表示或表徵
 - ✓ 前項所定與商品相關而足以影響交易決定之事項,包括商品之價格、數量、品質、內容、製造方法、 製造日期、有效期限、使用方法、用途、原產地、製造者、製造地、加工者、加工地,及其他具有招 來效果之相關事項
 - ✓ 事業對於載有前項虛偽不實或引人錯誤表示之商品,不得販賣、運送、輸出或輸入
 - ✓ 前三項規定,於事業之服務準用之

【商品表示法】

- 第5条
 - ✓ 商品表示は、顕著性と、表示内容との一致性を具えなければならない
 - ✓ 商品は体積が過小、ばら売り又はその他の特殊な原因により、商品本体又はその包装に商品表示を付すことが妥当でない場合、その他の消費者の認識を喚起するに足る顕著な方法をもって、これに代えるものとする
- 第6条
 - ✓ 商品表示は、次の事情があってはならない
 - ▶ 虚偽・不実又は人を錯誤に陥らせること
 - > 法律上の強制又は禁止規定の違反
 - 公序良俗の違反
- 第7条
 - ✓ 商品表示に用いる言語は、中国語を为とし、英語若しくはその他の外国語でこれを補うことができる
 - ✓ 商品の表示事項を中国語で適切に表示することが困難な場合、国際的に通用する言語又は符号を用いて表示することができる

【商品標示法】

- 第5條
 - ✓ 商品標示,應具顯著性及標示內容之一致性。 商品因體積過小、散裝出售或其他因性質特殊,不適宜於商品本身或其包裝為商品標示者,應以其他足以引起消費者認識之顯著方式代之。

- 第 6 條
 - ✓ 商品標示,不得有下列情事:
 - 一、虛偽不實或引人錯誤。
 - 二、違反法律強制或禁止規定。
 - 三、有背公共秩序或善良風俗。
- 第7條
 - ✓ 商品標示所用文字,應以中文為主,得輔以英文或其他外文。
 商品標示事項難以中文為適當標示者,得以國際通用文字或符號標示。

【食品安全衛生管理法】

第V章食品の表示と広告管理 第22条

食品または食品原材料の容器または外装には、以下の記号が中国語および共通の記号で明記されていなければならない

✓ 品名、内容物、容量、食品添加物、製造者の名前と住所、原産国(国)、賞味期限、栄養表示など

【食品安全衛生管理法】

第V章食品の表示と広告管理

第22条

食品及食品原料之容器或外包裝,應以中文及通用符號,明顯標示下列事項:

- 一、品名
- 二、內容物名稱;其為二種以上混合物時,應依其含量多寡由高至低分別標示之。
- 三、淨重、容量或數量
- 四、食品添加物名稱;混合二種以上食品添加物,以功能性命名者,應分別標明添加物名稱
- 五、製造廠商或國內負責廠商名稱、電話號碼及地址。國內通過農產品生產驗證者,應標示可追溯之來源;有中央農業主管機關公告之生產系統者,應標示生產系統
- 六、原產地 (國)
- 七、有效日期
- 八、營養標示
- 九、含基因改造食品原料
- 十、其他經中央主管機關公告之事項

パッケージ表示への"日本産/日本製"表示の適法性(米国)

米国では商品表示に対する規制として、食品の安全保障のための「連邦食品・医薬品・化粧品法」等が存在。「Made in Japan」及び日本国旗の記載は、「適切な原産地表示(日本産/日本製)」であれば問題ないことを確認。

法律名	所管	規制対象	日本産/日本製/国旗 表示可否	表示に関する 主な禁止事項	日本における 類似の法律
連邦食品· 医薬品· 化粧品法	•食品医薬品局	•食品 •医薬品 •化粧品	可 (適切な原産地表示 であれば、表記の手法に 関する規制はない)	• 虚偽表示 (産地・内容量等の 偽装)	• 食品表示法
連邦取引委員会法	•公平交易 委員会	•商品 •広告 •サービス	可 (適切な原産地表示 であれば、表記の手法に関 する規制はない)	カルテル虚偽記載 (商品の品質・効能等 に関するもの)	• 不正競争防止法 • 独占禁止法
商標法 (コモン・ロー・ 州法・ ランハム法)	•米国特許 商標庁	∙商標	可 国旗に関する商標権の 主張は不可のため、 自由に表示可能	•権利者以外の商標 の無断使用※	• 商標法

※:コンセント(同意)制度を利用し、商標登録者の同意を得た場合は、商標権者以外の者による商標使用が可能となる

出所: JETRO資料・香港政府資料等を基に作成

• SEC. 5.ø15U.S.C. (a) (1) 商業における不正競争や商業に影響を及ぼす不公正な方法、商業上の不公平なまたは欺瞞的な行為または行為は、ここでは違法と宣言される。(中略)

• SEC. 12.ø15U.S.C. (a) どのような人物、相互関係、または企業であれ、次の方法により、虚偽の宣伝を頒布する、または頒布することは、違法である- (1) 食品、医薬品、器具、サービス、または化粧品の購入を直接的または間接的に誘導する目的で、または奨励する目的で、米国の郵便によって、または商業に影響を及ぼす;または(2) 手段を問わず、食品、医薬品、器具、サービス、または化粧品の購入を直接または間接的に誘発する(b) 本条の(a) 項の規定による虚偽の広告の配布または頒布の原因となるのは、第5条の意味において、商業上または商業上影響を及ぼす不公平または欺瞞行為または慣行とする。

- SEC. 5. Ø15 U.S.C. 45¿ (a)(1) Unfair methods of competition in or affecting commerce, and unfair or deceptive acts or practices in or affecting commerce, are hereby declared unlawful. (中略)
- SEC. 12. Ø15 U.S.C. 52¿ (a) It shall be unlawful for any person, partnership, or corporation to disseminate, or cause to be disseminated, any false advertisement—
 (1) By United States mails, or in or having an effect upon commerce, by any means, for the purpose of inducing, or which is likely to induce, directly or indirectly the purchase of food, drugs, devices, services, or cosmetics; or
 - (2) By any means, for the purpose of inducing, or which is likely to induce, directly or indirectly, the purchase in or having an effect upon commerce, of food, drugs, devices, services, or cosmetics.
 - (b) The dissemination or the causing to be disseminated of any false advertisement with the provisions of subsection (a) of this section shall be an unfair or deceptive act or practice in or affecting commerce within the meaning of section 5.

【連邦食品医薬品化粧品法】

- §331. Prohibited acts
 粗悪な食品・虚偽表示のある食品などについては、州際通商(複数の州をまたぐ取引、または外国との取引)への
 導入、又は導入のための引き渡しが禁止される
- §343. Misbranded food
 虚偽または誤解を招く食品ラベルは禁止される

原文

[FEDERAL FOOD, DRUG, AND COSMETIC ACT]

- §331. Prohibited acts
- The following acts and the causing thereof are prohibited:
 - (a) The introduction or delivery for introduction into interstate commerce of any food, drug, device, tobacco product, or cosmetic that is adulterated or misbranded.
- §343. Misbranded food
- A food shall be deemed to be misbranded—
 - (a) False or misleading label
 - If (1) its labeling is false or misleading in any particular, or (2) in the case of a food to which section 350 of this title applies, its advertising is false or misleading in a material respect or its labeling is in violation of section 350(b)(2) of this title.

EUでは商品表示に対する規制として、不正競争防止等に係る「不公正取引行為指令」 や「誤認惹起広告指令」が存在。「Made in Japan」及び日本国旗の記載は、「適切 な原産地表示(日本産/日本製)」であれば問題ないことを確認。

法律名	所管	規制対象	日本産/日本製/国旗 表示可否	表示に関する 主な禁止事項	日本における 類似の法律
不公正取引 行為指令	• 欧州委員会	• 商品 • 広告 • サービス	可 (適切な原産地表示 であれば、表記の手法に関 する規制はない)	・誤認惹起取引 (おとり商法等) ・強迫的取引	•不正競争防止法
誤認惹起 比較広告 指令	• 欧州委員会	• 商品全般	可 (適切な原産地表示 であれば、表記の手法に 関する規制はない)	•優良誤認 •虚偽表示	•不正競争防止法
消費者への 食品情報 提供に 関する 規則 [※]	• 欧州委員会	・食品ラベル	可 (適切な原産地表示 であれば、表記の手法に 関する規制はない)	•虚偽表示	•食品表示法

※果物/野菜/はちみつ/オリーブ油/肉等の一部の品目に限り一部食品への原産国表示を義務付け

出所: JETRO資料・香港政府資料等を基に作成

【不公正取引行為指令】

- 第6条 誤認惹起的行為
- 1.取引行為は、次の事項のうち一又は複数の事項に関して、<u>虚偽の情報を含むために真実に反する場合</u>、又は、全体の表示を含めていかなる方法によるかを問わず、平均的消費者を偽もうする場合又はこのおそれがある場合(情報が事実としては正確である場合を含む。)であって、当該取引行為がなければ行われていなかったであろう取引上の決定を平均的消費者に行わせる場合、又はこのおそれがある場合には、**誤認惹起的とみなされる**ものとする
 - ✓ (a) 商品の存在又は性質
 - ✓ (b) 商品の主要な特徴(商品の入手可能性、特長、危険性、動作、構成、附属品、アフターサービス、苦情処理、製造若しくは提供の方法及び期日、配達、目的適合性、使用方法、量、仕様、地理的若しくは事業上の製造販売元、商品の使用から期待される結果、又は、商品について行われた試験若しくは検査の結果及び重要な特徴など) (以下省略)

原文

[Unfair Commercial Practices Directive]

- Article 6 Misleading actions
- 1. A commercial practice shall be regarded as misleading if it contains false information and is therefore untruthful or in any way, including overall presentation, deceives or is likely to deceive the average consumer, even if the information is factually correct, in relation to one or more of the following elements, and in either case causes or is likely to cause him to take a transactional decision that he would not have taken otherwise:
 - ✓ (a) the existence or nature of the product;
 - (b) the main characteristics of the product, such as its availability, benefits, risks, execution, composition, accessories, after-sale customer assistance and complaint handling, method and date of manufacture or provision, delivery, fitness for purpose, usage, quantity, specification, geographical or commercial origin or the results to be expected from its use, or the results and material features of tests or checks carried out on the product; (以下省略)

【不公正取引行為指令】

- 第6条 誤認惹起的行為
- 2. 取引行為は、具体的な状況においてその性格及び状況を考慮して、平均的消費者に当該行為がなければ行われなかったであろう取引上の決定を行わせる場合又はそのおそれがある場合であって、次の事項にかかわるときにも、誤認惹起的とみなされるものとする
 - ✓ (a) 競争者の商品、商標、商号、その他の識別表示と混同を生じさせる商品の販売行為(比較広告を含む。)
 - ✓ (b) 事業者が遵守することを約束した行動規範に含まれている約束を遵守しないこと(ただし、次の場合に限る。)
 - ▶ (i) 上記の約束が、意向を述べるものにとどまらず、確実に行われかつ確認することができるものであり、かつ、
 - 》 (ii) 事業者が取引行為を行うにあたり行動規範に拘束されることを表示している場合

原文

[Unfair Commercial Practices Directive]

- Article 6 Misleading actions
- 2. A commercial practice shall also be regarded as misleading if, in its factual context, taking account of all its features and circumstances, it causes or is likely to cause the average consumer to take a transactional decision that he would not have taken otherwise, and it involves:
 - ✓ (a) any marketing of a product, including comparative advertising, which creates confusion with any products, trade marks, trade names or other distinguishing marks of a competitor;
 - ✓ (b) non-compliance by the trader with commitments contained in codes of conduct by which the trader has undertaken to be bound, where:
 - > (i) the commitment is not aspirational but is firm and is capable of being verified, and
 - (ii) the trader indicates in a commercial practice that he is bound by the code.

• 第2条

本指令の目的

(中略)

✓ (b)「誤解を招く広告」とは、その表現を含むいかなる方法であっても、それが処された人物を欺くか、欺く可能性があり、 その欺瞞的な性質のために、経済的な行動に影響を与えたり、競業者に損害を与えるか、与える可能性があるものである。

・ 第3条

広告が誤解を招くものであるかどうかを判断するにあたっては、そのすべての特徴、特にそれに関する以下の事項に関する情報が考慮されなければならない

✓ (a)可用性、性質、実行、構成、方法および製造年月日、使用目的、使用量、仕様、地理的または商業的起源または期待される結果などの商品またはサービスの特性 その使用、または商品やサービスについて行った検査や検査の結果や重要な特徴

原文

Article 2

For the purposes of this Directive: (中略)

√ (b) 'misleading advertising' means any advertising which in any way, including its presentation, deceives or is likely to deceive the persons to whom it is addressed or whom it reaches and which, by reason of its deceptive nature, is likely to affect their economic behaviour or which, for those reasons, injures or is likely to injure a competitor;

Article 3

In determining whether advertising is misleading, account shall be taken of all its features, and in particular of any information it contains concerning:

√ (a)the characteristics of goods or services, such as their availability, nature, execution, composition, method and date of manufacture or provision, fitness for purpose, uses, quantity, specification, geographical or commercial origin or the results to be expected from their use, or the results and material features of tests or checks carried out on the goods or services;

【前文】

• (26)

食品ラベルは、より情報提供されている食べ物や食事の選択を望む消費者を支援するために、明確かつ理解可能でなければならない。 研究によると、ラベルの情報が視聴者に影響を及ぼす可能性を最大限にする上で、読みやすさは重要な要素であり、読みにくい製品情報は食品ラベルについて、消費者が不満をもつ主な原因のひとつである。 したがって、フォント、色およびコントラストを含む判読性に関連するすべての側面を考慮に入れるために、包括的なアプローチが必要である

【前文】

• (26)

原文

Food labels should be clear and understandable in order to assist consumers who want to make better-informed food and dietary choices. Studies show that easy legibility is an important element in maximising the possibility for labelled information to influence its audience and that illegible product information is one of the main causes of consumer dissatisfaction with food labels. Therefore, a comprehensive approach should be developed in order to take into account all aspects related to legibility, including font, colour and contrast.

【前文】

(29)

概要

• 原産国または食品の産地表示は、表示しなかったことにより、製品の真の原産地または産地の場所について消費者の誤解を招く可能性がある場合は常に提供されるべきである。すべての場合において、原産国または食品の産地表示は、消費者を欺かない方法で提供されるべきであり、産業界の平等な競争の場を確保し、原産国または食品の産地表示に関連する消費者の情報理解を向上させる明確な基準に基づいて提供されるべきである。このような基準は、食品事業者の名称または住所に関する表示には適用すべきではない

【前文】

- (29)
- The indication of the country of origin or of the place of provenance of a food should be provided whenever its absence is likely to mislead consumers as to the true country of origin or place of provenance of that product. In all cases, the indication of country of origin or place of provenance should be provided in a manner which does not deceive the consumer and on the basis of clearly defined criteria which ensure a level playing field for industry and improve consumers' understanding of the information related to the country of origin or place of provenance of a food. Such criteria should not apply to indications related to the name or address of the food business operator.

原文

出所:消費者への食品情報提供に関する規則

【前文】

(31)

原産地表示は、ウシ海綿状脳症の危機後の連合における牛肉および牛肉製品(13)にとって現在必須であり、消費者の期待するところである。欧州委員会の影響評価において、肉の起源が消費者の主要な関心事であることを確認している。他にも、ブタ、ヒツジ、ヤギ、家禽肉など、連合内で広く消費されている肉がある。したがって、これらの製品に原産地表示を義務付けることが適切である。特定の原産地の要件は、動物種の特性に応じて各々に異なることがある。比例の原則と、食品事業者および執行当局の管理上の負担を考慮のうえ、肉の種類によって異なっている可能性がある必須要件規則を適用して、制度を提供することが適切である

【前文】

(31)

原文

The indication of origin is currently mandatory for beef and beef products (13) in the Union following the bovine spongiform encephalopathy crisis and it has created consumer expectations. The impact assessment of the Commission confirms that the origin of meat appears to be consumers' prime concern. There are other meats widely consumed in the Union, such as swine, sheep, goat and poultrymeat. It is therefore appropriate to impose a mandatory declaration of origin for those products. The specific origin requirements could differ from one type of meat to another according to the characteristics of the animal species. It is appropriate to provide for the establishment through implementing rules of mandatory requirements that could vary from one type of meat to another taking into account the principle of proportionality and the administrative burden for food business operators and enforcement authorities.

【前文】

• (32)

概要

蜂蜜(14)、果物と野菜(15)、魚(16)、牛肉と牛肉製品(17)、オリーブオイル(18)などの垂直アプローチに基づいて、原産地規定が策定されている。他の食品の強制的な原産地表示を拡大する可能性を模索する必要がある。したがって、委員会に次の食品を含む報告書を作成するよう要請することが適切である:牛、豚、羊、山羊および家禽肉以外の肉の種類;ミルク;乳製品の成分として使用されるミルク;成分として使われる肉;未加工食品;単一成分製品;食品の50%以上を占めている成分。原産地表示が特に重要と考えられる製品の1つであるミルクは、この製品に関する欧州委員会の報告書はできるだけ早く入手可能にすべきである。そのような報告の結論に基づいて、欧州委員会は、関連する連合条項を変更するための提案を提出するか、適切な場合には部門別に新しいイニシアチブをとることができる

【前文】

(32)

原文

Mandatory origin provisions have been developed on the basis of vertical approaches for instance for honey (14), fruit and vegetables (15), fish (16), beef and beef products (17) and olive oil (18). There is a need to explore the possibility to extend mandatory origin labelling for other foods. It is therefore appropriate to request the Commission to prepare reports covering the following foods: types of meat other than beef, swine, sheep, goat and poultrymeat; milk; milk used as an ingredient in dairy products; meat used as an ingredient; unprocessed foods; single-ingredient products; and ingredients that represent more than 50 % of a food. Milk being one of the products for which an indication of origin is considered of particular interest, the Commission report on this product should be made available as soon as possible. Based on the conclusions of such reports, the Commission may submit proposals to modify the relevant Union provisions or may take new initiatives, where appropriate, on a sectoral basis.

・ 第12条

必須食品情報の入手可能性と配置

- ✓ すべての食品について、必須食品情報が利用可能であり、この規則に従って容易に入手可能でなければならない
- ✓ 包装済みの食品の場合、必須の食品情報は、パッケージまたは添付ラベルに直接表示されなければならない (以下省略)

原文

Article 12

Availability and placement of mandatory food information

- ✓ Mandatory food information shall be available and shall be easily accessible, in accordance with this Regulation, for all foods.
- ✓ In the case of prepacked food, mandatory food information shall appear directly on the package or on a label attached thereto. (以下省略)

【本規則は2020年4月から適用開始予定】

- (10)
 - ✓ 消費者が情報に基づいたより良い選択ができるようにするため、この規則によって、原産国または原産地が 与えられている場合に適用される特定の規則を設定する必要がある。これらの規則は、そのような情報が十 分に正確で有意義であることを保証するものとする
- (11)
 - ✓ 従って主要原料について、消費者に理解しやすい地域に関連した表示が提供されることが適切である。無 意味な情報であり、主要原料の真の原産地について消費者を誤解させる地域についての創作した名称を 使用することは禁止されなければならない

- (10)
 - ✓ To enable consumers to make better informed choices, it is necessary, by means of this Regulation, to set specific rules which should apply where the country of origin or the place of provenance of the primary ingredient is given. Those rules shall ensure that such information is sufficiently precise and meaningful.

- (11)
 - ✓ It is therefore appropriate that such indication for the primary ingredient is provided with reference to a geographical area which should be easy to understand for the consumer. The use of invented names for regions or other geographical areas which are not meaningful information or could mislead the consumer as to the real place of provenance of the primary ingredient should be prohibited.

【本規則は2020年4月から適用開始予定】

- (12)
 - ✓ 主要原料が、原産国、あるいは原産地に係る特定のEUの規則の対象になっている食品である場合には、 それらの規則を規則(EU) No 1169/2011第26条第3項の目的のために本規則の代用として適用する ことができる
- (13)
 - ✓ 食品事業者が、供給源が多数、あるいは多様な場合や、生産工程が特有な場合、主要原料の原産国あるいは原産地が食品のものとは異なっているということのみを表示することを選択した場合、食品加工の多様な状況を考慮した枠組みを規定することが適切である。適切な表示は、消費者への理解しやすい情報を担保しなければならない

原文

- (12)
 - ✓ Where a primary ingredient is a food subject to specific Union provisions on the indication of the country of origin or the place of provenance, these provisions could be alternatively used for the purposes of Article 26(3)(a) of Regulation (EU) No 1169/2011.

• (13)

Where food business operators opt to only indicate the country of origin or place of provenance of the primary ingredient as being different to that of the food, for example because of multiple or variable supply sources and particular production processes, it is appropriate to provide a framework which takes into account the various circumstances of food processing. The relevant indication should ensure comprehensible information to the consumer.

【本規則は2020年4月から適用開始予定】

- (14)
 - ✓ 本規則に従って提供される主要原料の関連情報は、消費者へ提供される食品の原産国、あるいは原産 地に係る情報を補足しなければならず、また、目に付きやすく、はっきり読み取れるものでなければならない

- (14)
 - ✓ Information provided with respect to primary ingredient in accordance with this Regulation should complement the information given to the consumers on the country of origin or place of provenance of the food, and should be easily visible and clearly legible and where appropriate indelible.

台湾においては、原産地の誤認の可能性があるパッケージの処分事例が存在。他国産品を日本産/日本製品に見せる表示も同様に法的リスクが存在すると考えられる。

事例①

事例(2)

適用 規制

• 公平交易法第21条

• 公平交易法第21条

事象

- 輸入ウイスキーのパッケージ表示を巡り、産地誤認の嫌疑を理由に**現地輸入業者が起訴**された
- スコットランド製のウイスキーを原料に、フランスで調製・包装を行ったウイスキーのパッケージに「SCOTCH TASTE WHISKY」・「SCOTLAND TASTE」と表示して販売し、産地誤認の嫌疑がかかった
- 輸入ウイスキーのパッケージ表示・広告を巡り、虚偽表示の嫌疑を理由に現地輸入業者が起訴された
- オランダ製のウイスキーを「100%純スコットランド高地 オリジナルフレーバー」と広告表示を行い、かつパッケージ 表示に「Scotch Whisky」と表示して販売し、産地の 虚偽表示の嫌疑がかかった

司法判断

合法

• 原料がスコットランド製のウイスキーであり、スコットランドフレーバーであることは事実。製造業者の名称がパッケージ上に記載されているため、誤解を生じる恐れはない

違法

スコットランド製のウイスキーではないにも関わらず、 「Scotch Whiskey」と表示することは明らかに 虚偽記載にあたり違法である

上記例に鑑みると、日本国内で製造したものに関して「Japanese〜」と表示することは問題ないが、 他国で製造した商品に「Japanese」と表示すると法的リスクが存在すると考えられる 《参考》各国・地域における原産地表示に係る訴訟例(米国)

米国では、オーストラリア起源のビール会社が、製造を米国に切り替えた後も商品ラベル上にオーストラリアを想起する表示(カンガルー・星座)を行い、原産地誤認があるとして消費者に集団訴訟された事例(但し、ビール会社側勝訴)が存在する。

概要

訴訟 様態

• 消費者集団訴訟(米国内州法等に拠る)

経緯

- MillarCoors LLCはかつて、オーストラリア国内でビールを醸造し、米国に輸出していた
- 訴訟を提起された当時は、ビールの醸造場所 を完全に米国内に切り替えていた
- 商品ラベルには、オーストラリア国旗に似た要素のイラスト(カンガルー/星座など)があり、消費者に原産地を誤認させたとして提訴された
 - ✓ 但し、原告の主張は棄却された

示唆

原産国ではない国の国旗に似た要素を含むイラスト(カンガルー/星座など)を表示して販売すると、消費者の誤解を招く恐れがあり、提訴されるリスクがある



THE WALL STREET JOURNAL.

出所: lexisnexis,The wall street journal記事等を基に作成

裏面ラベルに関する表示規制

香港・シンガポールでは、裏面ラベルへの原産地表示が義務付けられている。GIの併記も任意で可能。

		日本	香港	シンガポール
	產地表示 義務/可否	必須(義務)	<u>必須(義務)</u>	<u>必須(義務)</u>
	表示内容	• 「国名」のみ表示可	指定なし	指定なし
	言語	• 日本語のみ	• 中国語·英語(併用可)	英語のみ
	フォント/ 文字サイズ	・「日本工業規格Z八三〇五」・8ポイント以上	フォント指定なし文字サイズ指定なし	フォント指定なし1.5mm以上
	表示箇所	容器・包装の分かりやすい場所に 貼付したラベル上の「原産国」欄	• 指定なし (一般的に裏面に表示)	・ 包装の表面または同包装に貼付
	GI併記の 可否	不可 ・ 輸入品の場合、原産国の欄に国 名以外の記載を行うことは不可	可記載情報は事実かつ誤解を招かないものであればよい(当局回答)	可記載する情報が真実であり、裏付けがあることを製造者が確実に担保できればよい(当局回答)
ŧ	規制当局	• 消費者庁	香港食物環境衛生署(FEHD)香港食物安全センター(CFS)	• 農業食品畜産庁(AVA)
, i	対象法令・ 亥当箇所	内閣府令「食品表示法」内閣府「食品表示基準」	 香港食品薬品成分および表示 規則 Food and Drug Composition and Labeling (Amendment) Regulation 2004] 	• 食品販売法(Sales of Food Act, Chapter 283)及び附属規則「食 品規制(Food Regulations)」

出所: JETRO資料、内閣府資料、当局ヒアリング等を基に作成

日本 香港 シンガポール 名称 名称 名称 • 原材料名 原材料名 • 消費期限•賞味期限 原材料名·添加物 輸入業者・国内流通業者・販売 • 保存方法•使用方法 代理店の会社名と住所 • 原材料原産地名 製造業者・包装業者名称および 裏面ラベルの • 下味重量•内容量 • 内容量·固形量·内容総量 住所 必須 原産国 • 消費期限・賞味期限 表示項目 食品の個数、重量・容量 • 消費期限・賞味期限 保存方法 食品添加物 • 製造日 原産国名 ✓ 機能分類 • 加工処理事業者名 ✓名称 製造者 ✓ 国際登録固有番号 • 加丁処理日 • 輸入品は原産国名のみ表記可 • 表示が正確さを欠いた場合や、誤 • 通関時には、商品上の原産地表 解を招くと判断された場合は、5万 能だが、国産品に関しては都道府 備考

県・有名産地に限り地名の併記が 可能

ドル以下の罰金及び6ヵ月以内の 禁固刑

示/ケース外側の原産地国表示 (「Made in Japan」など)を行な うことは要求されていない

台湾・米国では、裏面ラベルへの原産地表示が義務付けられている。EUでは、ラベルへの原産地表示の義務はなく、任意で記載可能。

		台湾	米国	EU
	原産地表示 義務/可否	必須(義務)	必須(義務)	亘 (一部品目 ^{※次頁} を除き義務なし)
	表示内容	指定なし	原則「Made in 国名」・ 「Product of 国名」と表示	指定なし
	言語	中国語・象徴記号(台湾国内で 一般的なものに限る)	• 英語 (英語と併記ならば他言語も可)	販売国の公用語 (併記ならばEU域内の公用語も可)
	フォント/ 文字サイズ	フォント指定なし2mm以上	• フォント指定なし • 1.6mm~12.7mm以上	フォント指定なしアルファヘ゛ットの「x」の高さが1.2mm以上
	表示箇所	• 食品包装の外装部分	商品の側面・裏面の「Information Panel」欄の原産国表示欄	指定なし
	GI併記の 可否	• 当局回答得られず	• 当局回答得られず	・曖昧な表現や消費者を誤認・混乱させる表記は認めない(当局回答)
	規制当局	• 行政院衛生福利部食品薬物管理署	・米国食品医薬品局(FDA)・USDA※主に畜産物の管轄	• 欧州委員会
	対象法令• 該当箇所	• 食品安全衛生管理法	• 連邦食品医薬品化粧品法 (Federal Food, Drug, and Cosmetic Act)section 403(a)(1)お よび21 CFR 101.18	• 消費者への食品情報提供に関する規則(REGULATION (EU) No 1169/2011 OF THE EUROPEAN PARLIAMENT AND OF THE COUNCIL of 25 October 2011)

出所: JETRO資料、内閣府資料、FDA資料、欧州議会資料、当局ヒアリング等を基に作成

	台湾	米国	EU
裏面ラベルの 必須 表示項目	 品名 原材料名 重量、容量または数量 食品添加物の名称 輸入者・国外製造業者の名称、電話番号、住所 原産国名 有効期限 栄養表示 遺伝子組み換え食品の原材料 アレルゲン 	 (PDP(表面中央表示)) 名称 内容量・正味重量 (Information Panel(裏面表示)) 原材料名(アレルギーを起こす恐れのある一部品目) 製造業者/包装業者/流通業者の名称・住所 栄養成分表示 警告および取扱上の注意 原産国名 	 名称 食品の正味量 成分リスト・アレルギー誘発物質 特定成分の分量や成分の区分 賞味期限や消費期限 特別な保管・使用条件 アルコール度数 栄養表示/カロリー表示 食品事業者の名称・住所 使用方法 (原産国名)(以下品目のみ) 生鮮肉類、果物、野菜、はちみつ、オリーブオイル
農 老	原産国の決定基準は、以下の税 関通過時の原産国基準に準じる✓『原産地標示 O&A』	原産地表示については米国税関 (CBP)が規定している略語・スペルのバリエーションは可	 EU各国が独自の原産国表示義務を設定することは違法(欧州司法裁判所1985年判決)

備考

▼『尿産地倧示 Q&A』

✓ 『進口貨物原產地認定標準』

- 略語・人ペルのハリエーンヨンは可 (「Great Britain」を「Gt. Britain]、「Brazil]を「Brasil] と記載する等)
- EUの統一原産表示ルール導入を 検討したが、見送られた(欧州委 員会2004年)

意訳

【問合せ内容……食品ラベル及び商品パッケージに"Made in Japan Kyoto"など、国名以外の場所を併記することは可能か】

• 特定の食品加工場所を明記する場合は、記載する情報が真実かつ裏付けが可能なものであることが求められます。

メール原文

- Thank you for your email below on the declaration of the specific location from where the food is processed.
- Please ensure that the information provided is truthful and can be substantiated.

メ

意訳

【問合せ内容……食品ラベル及び商品パッケージに"Made in Japan Kyoto"など、国名以外の場所を併記することは可能か】

 食品ラベルの自主的な食品情報に関する情報参照。規制(EU) No 1169/2011の第36条に規定されている。 規制については次のURLを参照: https://eur-lex.europa.eu/legal-content/en/ALL/?uri=CELEX:32011R1169

【36条】

- 1.第9条及び第10条にいう食品情報が自主的に提供される場合、その情報は第4章第2節及び第3節に定められた要件に適合しなければならない
- 2.自発的に提供される食糧情報は、以下の要件を満たさなければならない
 - ✓ (a)第7条にいう消費者を誤認させてはならない
 - ✓ (b)消費者にとってあいまいであったり、混乱させるようなものであってはならない。そして
 - ✓ (c)必要に応じて、関連する科学的データに基づくものとする

Please find below the information regarding voluntary food information on the labelling.
 This is laid down in Article 36 of Regulation (EU) No 1169/2011. You can find the Regulation here: https://eur-lex.europa.eu/legal-content/en/ALL/?uri=CELEX:32011R1169

【36条】

- 1. Where food information referred to in Articles 9 and 10 is provided on a voluntary basis, such information shall comply with the requirements laid down in Sections 2 and 3 of Chapter IV.
- 2. Food information provided on a voluntary basis shall meet the following requirements:
 - ✓ (a) it shall not mislead the consumer, as referred to in Article 7;
 - ✓ (b) it shall not be ambiguous or confusing for the consumer; and
 - √ (c) it shall, where appropriate, be based on the relevant scientific data.

メール原文

意訳

メール原文

【問合せ内容……食品ラベル及び商品パッケージに"Made in Japan Kyoto"など、国名以外の場所を併記することは可能か】 【前項からの続き・36条】

- 4.消費者を誤解させたり混乱させたりする可能性のある食品事業者が、自発的な食品情報を提供する場合、消費者に適切な情報が提供されるように、委員会は、委任された行為により、この条第3項に言及されたものに任意の食品情報を提供する追加の事例を提供する
- この情報が役立つことを願う。欧州連合(EU)、その活動または機関について他にご質問がある場合は、再度問合せ願う

【前項からの続き・36条】

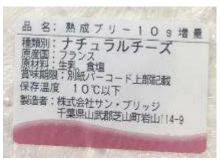
- 4. In order to ensure that consumers are appropriately informed, where voluntary food information is provided by food business operators on a divergent basis which might mislead or confuse the consumer, the Commission may, by means of delegated acts, in accordance with Article 51, provide for additional cases of provision of voluntary food information to the ones referred to in paragraph 3 of this Article.
- We hope you find this information useful. Please contact us again if you have other questions about the European Union, its activities or institutions.

内閣府令食品表示基準(別記様式1)※

- 項目名・項目順は原則として順守する。 縦書きも可
 - ✓「名称」は「種類別」・「品目」・「種類別名称」とも表記可能で、「消費期限」は「賞味期限」として表記可能である(欄外表示も可)
 - ✓ 記載項目は品目によって異なり、品目によっては記 載不要の項目がある
- フォントは「日本工業規格 Z 八三〇五」で、原則として、8ポイント以上の活字表示が必要

小売商品のラベル表示例

ナチュラルチーズ



缶入りスープ



【ナチュラルチーズ】

• 種類別の欄の商品名のみ、拡大表示可能で「ナチュラル チーズ」と大きく記載されているが、その他の項目に関しては、 同一の文字サイズで記載されている

【缶入りスープ】

- 別記様式記載の項目順に改行することなく、項目を書き連ねている
- 缶入りスープという商品の特性上、原材料や添加物が多い ため、記載項目が多い

FDAによる原産地表示の解説

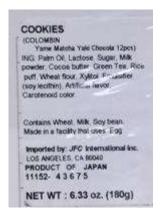
小売商品のラベル表示例



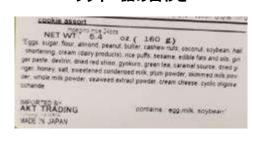
資料:「食品表示ガイド」

- 英語での表示義務あり
- 文字サイズは1/16インチ(1.6 mm)から1/2インチ(12.7 mm)(主要表示パネルの面積に依存する)
- 原則、「Made in 国名」・「Product of 国名」と表示
 - ✓ 明確に国を示す略語は使用可能 (例:「Great Britain」を「Gt. Britain」 「Luxembourg」を「Luxemb」・「Luxembg」と 記載するなど)
 - ✓ スペルのバリエーションは許容される (例:「Brazil」を「Brasil」、「Italy」を「Italie」と 記載するなど)

抹茶クッキー



クッキー詰め合わせ



【抹茶クッキー(日本製)】

- メーカー・原材料名などが裏面ラベルとして貼付されている
- 下部に太字で「Product of Japan」と表示

【クッキー詰め合わせ(日本製)】

- メーカー名・原材料名等が裏面ラベルとして貼付されている
- ラベル最下部に「Made in Japan」と表示

- §134.46原産国以外の国または地域の名称を表示する場合
- ・原産国以外の国や地域の名称を併記する場合には、最終の購入者の手元に商品が届く際に、少なくとも、原産国以外の国や地域の名称の文字と同等のサイズで、「Made in」「Product of」または同様の意味の単語を付けて、(誤解を招かないように)原産国の表示をしなければならない

規制原文

•§ 134.46

Marking when name of country or locality other than country of origin appears. In any case in which the words "United States," or "American," the letters "U.S.A.," any variation of such words or letters, or the name of any city or location in the United States, or the name of any foreign country or locality other than the country or locality in which the article was manufactured or produced appear on an imported article or its container, and those words, letters or names may mislead or deceive the ultimate purchaser as to the actual country of origin of the article, there shall appear legibly and permanently in close proximity to such words, letters or name, and in at least a comparable size, the name of the country of origin preceded by "Made in," "Product of," or other words of similar meaning.

[T.D. 97-72, 62 FR 44214, Aug. 20, 1997]

出所:米国連邦官報

各国・地域における原産地表示に係る規定(シンガポール)

シンガポールにおいては、輸入通関時は原産地証明書の提出のみでよいが、国内流通 時には商品包装上に原産国の記載義務がある。商品の製造国と、袋詰め等パッケージ ングを行った国が異なる場合は、両国の情報の記載が必要。

国内流通時

所管 • 農業食品畜産庁(AVA) • 食品販売法(Sales of Food Act, Chapter 283) 対象法令 上記法令の附属規則「食品規制(Food Regulations)」 ガイドライン「A Guide to Food Labelling & Advertisement」 輸入食品の包装の表面、または同包装に添付する形で、輸入者、販売者もしくは代理店の 名称および住所、ならびに**食品の原産地国名を、耐久性のある方法で記載またはラベルを貼** 該当条文 付して表示しなければならない。表示がない場合、食品を包装した状態で販売することができ ない。また、輸入時に原産地証明書の提出が義務付けられる※ Packed in country B"と正確に記載することが求められる

具体例

- A国において生産し、B国において袋詰めされた製品については"Product of country A,
- 食品の最終的な加工場所を原産国とする
 - ✓ 当局からは「食品の最終的な加工場所が原産国」である旨の回答を得たが、それ以上の詳細については 回答なし

出所: JETRO資料・シンガポール政府資料等を基に作成

[※]その他、ビン詰めの天然ミネラルウォーター、湧き水および飲料水(原産地当局の証明書が必要)、生鮮肉およびその調製品(原産地当局の衛生証明書が 必要)。生きた動物(原産地当局の動物検疫証明書が必要)。キノコの菌糸および堆肥(原産地当局の植物検疫証明書が必要)など、証明書の添付 が必要な品目が存在する

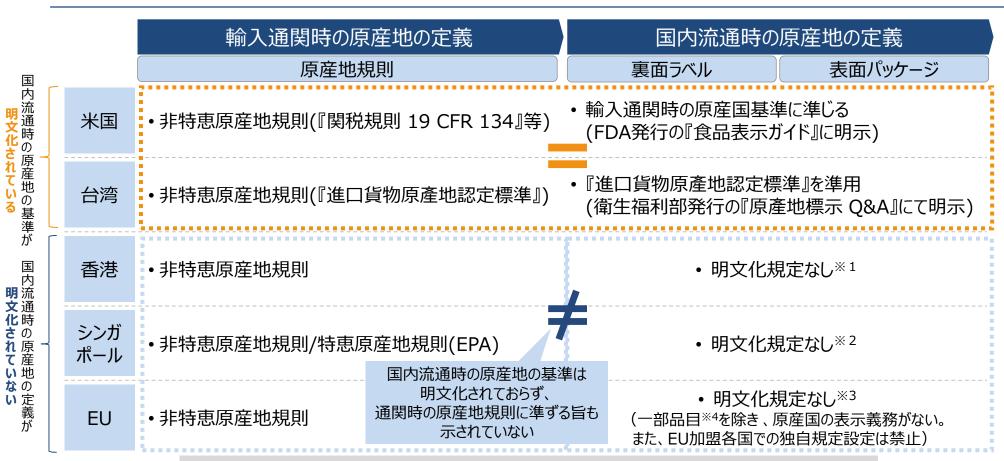
原産地表示の定義

輸入通関時の原産地の判定には、非特恵の原産地規則を使用することが基本であり、 EPAを締結しているシンガポール向けに特恵関税を利用する際は、特恵原産地規則に 即す必要があるが、その場合非特恵原産地規則は同時に満たされる構造。

			香港	シンガポール	台湾	米国	EU
原産地規則(CO)	非特恵原産地規則		 香港独自の規定あり (WTO協定における非特恵原産地規則と概ね同様の基準) 	• 『The customs ac <mark>t</mark> 』等のシン ガポール国内 法に準じる	・『進口物品原 産 <mark>地認定標</mark> 準』に準じる	• 『関税規則 19 CFR 134』お よび米国内判 例法等に準じ る	・EU指令、 WTO協定にお けるハーモナイ ゼーションプログ ラムリストに準じ る
	//3		各国ともに、WT	Oにおいて調和作業※1	が試みられている非特点	恵原産地規則と概ね同	様の基準を使用
	特恵原産	E P A	• 日本とのEPA 締結なし	・日本とのEPA 協 <mark>定締結</mark> あり	・日本とのEPA 締結なし	• 日本とのEPA 締結なし	・日本とのEPA 締結はあるが 未発効(2019 年発効見込)
	産 地規則	G S P *2	該当なし (特恵受益国 ではないため)	該当なし (特恵受益国 ではないため)	• 該当なし (特恵受益国 ではないため)	• 該当なし (特恵受益国 ではないため)	該当なし (特恵受益国 ではないため)

※1:「実質的な変更が加えられた場所」の要件中に、「最終的な加工場所(last)」の要素を求めるEUと、求めない米国との折り合いが付かなかったことなどが影響し、現在も調和 作業は完了していない。 ※2:一般特恵関税制度。先進国が、開発途上国・地域(特恵受益国)からの輸入品の関税を低くする、または免除するために結ばれる協定 出所: JASTPRO資料、各国当局発行資料等を基に作成 ©Accenture 2019. All Rights Reserved.

米国・台湾において、国内流通時の「原産地の定義」は輸入通関時の原産地規則に準ずると定めているため、該当する規則の原産地定義を整理した。香港・シンガポール・EUに関しては明文化された定義が存在しないため、当局が必要に応じ判断する。



香港・シンガポール・EUは、原産地の定義が明文化されておらず、当局判断に依拠する

- ※1:「商品表示条例の定めに基づき、商品に関連する表示は明確かつ正確でなくてはならず、消費者を欺いてはならない」(香港当局回答)
- ※2:「商品の最終的な加工場所が原産国となる」(シンガポール当局回答)
- ※3:2020年4月から、原産国と原材料由来が異なる食品の表示規制が新たに適用される見込み。今後の動向を注視する必要がある《(EU)2018/775》
- ※4:はちみつ、オリーブオイル、肉等
- 出所: JASTPRO資料、各国当局発行資料等を基に作成

台湾においては、日本国内の材料のみから製造した物品、関税番号変更基準を満たした物品、付加価値基準を満たす物品のいずれかであれば、問題なく"Made in Japan"等の原産国表示が可能。

輸入涌関時 台湾国内流通時 ①完全生産品 日本国内で得られたもののみを材料として 基進 生産されていること 輸入通関時の表示に準じる or • 物品の関税番号の「号」(HSコード上6 ✓ 衛生福利部発行の『原産地標 ②関税番号変更 桁)が現地加工/製造により変更を生じて 示 Q&A』には、加工食品の原 基準 いること 産国表示基準は、輸入通関時 の原産国表示基準である『進口 or 貨物原産地認定標準」を準用 実質的変更基準 ・物品の重要な加工/製造が国内で完結 する旨の定めがある すること ✓ 原産地は税関輸入局が決定す ・加工/製造による付加価値割合が35% るが、疑義が生じた場合、関係 を超えていること 機関・学者による協議のうえ決 ③付加価値基準 定される FOB価格(製品価格) - CIF価格(非原産材料) 付加価値 割合 FOB価格(製品価格)

台湾は、輸入通関時の原産地規則と、国内流通時の原産地表示が一致する

- Q1 輸入食品の原産国は、『進口貨物原産地認定標準』に拠る 基準には、完全生産品基準・実質的変更基準の2種類がある
- Q2 実質的変更基準には、関税番号変更基準(HSコードのうち前6桁の変更)と、付加価値基準(加工/製造に よる付加価値割合が35%超)の2種類がある
- Q3 実質的な変更には、単なる保管、簡単なラベル貼り付け、切断、組み立て、製品の性質が変わらない操作は 含まれない
- Q1 有關進口食品原產地之認定標準為何? 有關進口食品之原產地,依財政部與經濟部會銜發布之「進口貨物原產地認定標準」認定之。茲摘錄如
 - (1) 進行完全生產之國家或地區為原產地。
 - (2) 產品之加工、製造或原材料涉及二個或二個以上國家或地區者,以使該項產品產生實質轉型 之國家或地區為原產地;至於實質轉型之要件,亦請參閱該認定標準第7條之規定。
- Q2 進口貨物原產地認定標準中,實質轉型之要件為何? 「進口貨物原產地認定標準」中,實質轉型之要件可參閱該認定標準第7條之規定。茲摘錄如下:
 - ✓ (1) 原材料經加工或製造後所產生之貨物與原材料歸屬之海關進口稅則號列前6碼號列相異者。
 - (2) 貨物之加工或製造雖未造成前款稅則號列改變,但已完成重要製程或附加價值率超過百分之 35以上者。
- Q3 進口貨物原產地認定標準中,不得認定為實質轉型的情形 為何? 依「進口貨物原產地認定標準」第7條第3項規定,貨物僅從事下列之作業者,不得認定為實質轉型
 - ✓ (1) 運送或儲存期間所必要之保存作業。
 - ·(2) 貨物為上市或裝運所為之分類、分級、分裝、包裝、加作記號或重貼標籤等作業。
 - (3) 貨物之組合或混合作業,未使組合或混合後之貨物與被組合或混合貨物之特性造成重大差異 者。
 - (4) 簡單之切割或簡易之接合、裝配或組裝等加工作業。
 - (5) 簡單之乾燥、稀釋或濃縮作業,未改變貨物之本質者。

例如:進口丁香魚於我國經簡單乾燥成丁香魚乾;進口濃縮果蔬汁於我國進行簡單加水稀釋作業; 進口鱈魚於我國分切成鱈魚片。

原文

出所:台湾政府発行の『原産地標示O&A』を基に作成

- 輸入品の原産地は、税関輸入局が決定する
- 原産地に疑義がある場合は、税関は、納税者に対し、原産地証明書またはサンプルを提供するよう通知することができる
 - ✓ 原産地を証明するために、納税者に提供を依頼する資料には、取引書類、原材料又は加工材料その他の物品の製造に必要な関連資料が含まれる
 - ✓ 納税者から提供された資料では原産地の識別が困難な場合、税関当局は、行政院農業委員會、經濟 部等の他機関の意見を求める
 - ✓ 他機関から明確な意見書が提出されなかった場合、税関は、既存の情報を基に原産国を決定する

原文

【第一章總則】

- 第4條
 - 進口貨物原產地由進口地關稅局認定之。原產地認定有疑義時,進口地關稅局得通知納稅義務人限期提供產地證明文件或樣品。
- 前項所稱產地證明文件,包括交易文件、產製該貨物之原物料或加工資料或其他相關資料。
- 納稅義務人未依第一項期限提供產地證明文件或樣品,或所提供證明文件或樣品不足認定原產地,進口地關稅局得請求其他機關協助認定。其他機關未能自進口地關稅局請求協助日起二十日內提出明確書面意見時,進口地關稅局應就現有查得資料認定貨物原產地。前項其他機關包括行政院農業委員會、經濟部及其他相關機關。

【非特恵関税適用時の原産地規則】

- ・ 第5条 完全生産品基準と実質的変更基準
- 第6条 完全生産品基準の詳細な規定

【第二章 一般貨物之原產地認定基準】

第5條

非適用海關進口稅則第二欄稅率之進口貨物以下列國家或地區為其原產地

- 一、進行完全生產貨物之國家或地區。
- 二、貨物之加工、製造或原材料涉及二個或二個以上國家或地區者,以使該項貨物產生最終實質轉型之國家或地區。
- 第6條

前條第一款所稱完全生產貨物如下:

- 一、自一國或地區內挖掘出之礦產品。
- 二、在一國或地區內收割或採集之植物產品。
- 三、在一國或地區內出生及養殖之活動物。
- 四、自一國或地區內活動物取得之產品。
- 五、在一國或地區內狩獵或漁撈取得之產品。
- 六、由在一國或地區註冊登記之船舶自海洋所獲取之漁獵物及其他產品或 以其為材料產製之產品。
- 七、自一國或地區之領海外具有開採權之海洋土壤或下層挖掘出之產品。
- 八、在一國或地區內所收集且僅適用於原料之回收之使用過之物品或於製 造過程中所產生之賸餘物、廢料。
- 九、在一國或地區內取材自第一款至第八款生產之物品。

原文

出所:台湾政府発行の「進口貨物原産地認定標準」を基に作成

【非特恵関税適用時の原産地規則】

• 第7条 実質的変更基準の詳細な規定

【第二章 一般貨物之原產地認定基準】

第7條

第五條之進口貨物,除特定貨物原產地認定基準由經濟部及財政部視貨物特性另訂定公告者外,其實 質轉型,指下列情形:

- 一、原材料經加工或製造後所產生之貨物與原材料歸屬之海關進口稅則前六位碼號列相異者。
- 二、貨物之加工或製造雖未造成前款稅則號列改變,但已完成重要製程或 附加價值率超過百分之三十五以上者。

前項第二款附加價值率之計算公式如下:

貨物出口價格(F.O.B.) – 直、間接進口原料及零件價格(C.I.F.) / 貨物出口價格(F.O.B.) = 附加價值率。 第一項貨物僅從事下列之作業者,不得認定為實質轉型:

- 一、運送或儲存期間所必要之保存作業。
- 二、貨物為上市或裝運所為之分類、分級、分裝、包裝、加作記號或重貼標籤等作業。
- 三、貨物之組合或混合作業,未使組合或混合後之貨物與被組合或混合貨物之特性造成重大差異者。
- 四、簡單之切割或簡易之接合、裝配或組裝等加工作業。
- 五、簡單之乾燥、稀釋或濃縮作業,未改變貨物之本質者。

原文

出所:台湾政府発行の「進口貨物原産地認定標準」を基に作成

米国においては、完全生産品基準、関税番号変更基準、または物品に重要な特性を与える原材料基準を満たした物品のいずれかであれば、問題なく"Made in Japan"等の原産国表示が可能。

輸入通関時

①完全生産品基準

or-

②関税番号変更 基準

or

③物品に重要な 特性を与える 原材料基準

- 日本国内で得られたもののみを材料として生産されていること
- 関税番号変更基準を満たしていること (19 CFR Part102.20 に詳細な定めがある)
- 上記①②に該当しない場合、次のa.)b.)の順に 適用される。
- a.) 物品に重要な特性を与える一つの原材料の 原産国が原産地となる
- b.) 物品に重要な特性を与える原材料が代替できるものであり、混合されている原料が物理的に見分けられない場合には、19 CFR Part181 の規定にある在庫管理法に基づいて判断する

米国内流通時

- ・輸入通関時の表示に準じる
 - ✓ 米国税関(CBP)は、最終 的な購買者(ultimate purchaser)が判読できる よう、商品に原産国を記載 するように求めている
 - ✓ 米国食品医薬局(FDA)による「食品ラベル作成ガイドライン」には、原産国を記載すべき旨の定めがある
 - ▶ 国内流通時に、 商品に表示すべき 原産国定義は、 税関が所管する※1

輸入通関時の基準①・②・③でも判断できない場合は、物品の最終的な加工場所などにより判断される(詳細は次ページ)

※1: FDAは、米国に輸入される食品情報の事前通知を義務付けている。事前通知時にFDAに提出する原産国はFDA 生産国(FDA Country of Production)と呼ばれ、 米国税関が商品に記載を求めるCBP原産国(CBP Country of Origin)とは区別される。混同しないよう、留意が必要。なお、両者は一致しないことがある。例えば、米国で栽培・乾燥し、ドミニカ共和国で水戻しのうえ缶詰にされた豆のFDA 生産国はドミニカ共和国だが、 CBP 原産国は米国である(19CFR 177.22 を参照)。 CBPは関税 賦課の観点から食品の原産国を決定するが、FDA は食品安全の観点から食品の原産国を決定するためである

米国では原則、前述の輸入通関時の基準により原産国が判断される。当該基準だけでは判断できない場合には、税関がケース・バイ・ケースで原産地を判断している。

米国における非特恵の原産地基準の諸規定(実質的変更基準)

1930年 関税法 第304条

- 近代的な原産地規則のさきがけ
 - ▶ すべての外国製品又はその容器は、米国の最終的な購買者(ultimate purchaser)に対して原産国を知らしめるように表示されるべきである

アンハイ ザー・ブッシュ 判例

- 米国の判例法に初めて「実質的変更基準」の概念を導入
 - 新たな、かつ、異なる物品は、他との区別を示す名称、特徴又は用途を持って現れなければならない(a new and different article must emerge, 'having a distinctive name, character or use')

税関の考慮 する4要素

・ 次の4要素の組み合わせにより、ケース・バイ・ケースで原産地を判断

- (i) 物品の特徴・名称・用途
- (ii) 物品製造のために輸入された部品、コンポーネンツ、その他の材料を製造するため に用いた材料供給国での工程と比較した、物品の製造国における製造工程の特徴
- (iii) 部材によって付与された価額と比較した、生産経費、資本投資額、人件費を加えた製造工程による付加価値
- (iv) 物品の重要な特性(essential character)が確立したのは製造工程によるのか、 輸入された部材の重要な特性によるのか

米国税関は、原産地決定には米国税関の主観が入ることを認めている※1

主観を排し、客観的かつ透明性のある原産地決定を実現するため、基準を「関税番号変更基準」のみに一本のようがあったが、頓挫している※2

※1: JASTPROの資料による。

※2: JASTPROの資料による。米国税関から米国議会に対し少なくとも3回の働きかけがあったが、その度に頓挫している

出所: JASTPRO資料、米国政府資料等を基に作成

香港においては、日本国内の材料のみから製造した物品と、日本で最終の実質的な加 工が行われた物品は輸入通関時に"Made in Japan"等の原産国表示が可能。

輸入涌関時

香港国内流诵時

①完全生産品 基準

日本国内で得られたもののみを材料として 牛産されていること

or

②最終の 実質的な加工が 行われた国

実質的変更基準

但し、簡単な希釈やボトリングなど、物品 に実質的な加工が行われたと認められな い場合は不可

備考

- WTO協定における非特恵原産地規則に 準じ、香港独自の規定を置いている
- 規定は、世界的な規制の潮流を参考に、 随時改定されている
 - ✓ 香港は自由貿易港であり、すべての国 の物品は無関税で輸入されている
 - ✓ 関税賦課のために厳密に原産国を特 定する必要がないため、原産地定義 は比較的緩やか

- 明文化された規定はない
 - ✓当局問い合わせの結果、香港商品 表示条例等の一般的な規則を提示 され、「虚偽の表示、消費者の誤解 をまねく表示は禁止されるとの回答 を得た
 - ✓国内流通時の原産地表示の詳細 規定については不明である

国内流通時の原産地の基準は 明文化されておらず、 通関時の原産地規則に準ずる旨も 示されていない



出所: JETRO資料、香港政府資料等を基に作成

EUにおいては、日本国内の材料のみから製造した物品と、日本で最終の実質的な加工が行われた物品(当局は実務上、関税番号変更基準と付加価値基準を参照)は"Made in Japan"等の原産国表示が可能。

輸入通関時

EU域内流通時

①完全生産品 基準 or

②最終の 実質的な加工が 行われた国

実質的変更基進

- 日本国内で得られたもののみを材料として 生産されていること
- ・実務上、最終の、実質的な、経済的に正当化される加工又は作業を、その目的のために装備した事業において行い、新たな製品の製造に至るかまたは製造の重要な段階を示した国を原産地とする(1992年10月12日付「共同体税関コード制定のための理事会規則」より)

備考

- EU指令、WTO協定におけるハーモナイ ゼーションプログラムに準拠したリストなどを 基準に原産国が決定される
- EU当局からは、関税番号変更基準/付加価値基準によって判断される旨の回答があり、実務上はこれらの基準が参照される(EPA締結国は加工工程基準も参照される)

はちみつ、肉、オリーブなどの一部の産品については原産国表示が義務付けられており、それらの物品に対応する規定が存在するが、加工食品については明文化された規定が存在しない



✓ 原産国と原材料由来が異なる 食品の表示規制については、 2020年4月から新たに適用され る見込み《(EU)2018/775》)で あり、今後の動向を注視する必 要がある

国内流通時の原産地の基準は 明文化されておらず、 通関時の原産地規則に準ずる旨も 示されていない シンガポールにおいては、材料の25%以上が日本国内から調達されている物品、日本で実質的な変更が加えられた物品、日本における製造・加工により化学反応が生じている物品のいずれかであれば、"Made in Japan"等の原産国表示が可能。

輸入通関時

シンガポール国内流通時

①完全生産品 基準

or-

- ②現地調達 基準
 - or
- ③関税番号変更 基準

or

③化学反応基準

- 日本国内で得られたもののみを材料として 生産されていること
- ・ 当該物品の材料の現地調達率が25% 以上であること
- 物品の関税番号の「号」(HS コードの上 6 桁)が加工または製造により、当該物 品のすべての非原産原料または材料の 「号」と異なること (HSコードの上 6 桁レベルの変更)
- ・HS コード 27 類から 40 類に分類される 物品について、現地調達基準または関税 番号変更基準を満たさない場合であって も、その製造または加工により化学反応が 起きていること※

- ・当局問い合わせの結果、「食品の最終的な加工場所が原産国である」旨の回答を 得た。ただし、最終的な加工場所について の詳細基準等については回答なし
 - ✓ 《参考》 生産をA国で行い、袋詰めをB国で行った製品については "Product of country A, Packed in country B"と正確に 記載することが求められる



国内流通時の原産地の基準は 明文化されておらず、 通関時の原産地規則に準ずる旨も 示されていない

含まない 出所:JETRO資料、JASTPRO資料、シンガポール当局政府資料等を基に作成

原産地表示の優良事例

中小の菓子メーカーである「エス・トラスト」は、輸出拡大戦略の一つとしてパッケージに "Made in Japan"表記を行った。商社からの引き合い、現地需要が増加し、輸出額を前年度比150%に拡大させることに成功。



• チョコレート以外に、他の海外製品と差別化がし やすい「わさび」フレーバー等、「日本らしい」商品 の企画・開発に取り組んだ

メーカー 概要

- ・ メーカー名:株式会社エス・トラスト
- 事業内容:ゲームセンター景品用の菓子製造販売

商品企画 の背景

- 事業拡大戦略として、2014年からインバウンド顧客・ 輸出用の菓子を製造(OEM)・販売
 - ✓ 左記は当社企画の海外輸出専用の商品
- 製造技術等に頼らずに大手メーカーの商品と差別化を 図る策の一つとして、"Made in Japan"表記を実施

Made in Japan 表示の 効果

- "Made in Japan"などの表示の追加により、当該商品輸出額は前年度比約150%に増加
 - ✓ 「表記前は多数ある日本語表示の商品」と 認識されていた
 - ✓ 表記後は「日本製品」であることが強調でき、 海外消費者が迷わずに"日本製"を選べるようになる等、現地需要が拡大。商社からの取扱い要望も増加した

ホクレンは、東南アジアの富裕層向けの日本産米の輸出に向け、「Made in Japan」 等の表示を行った輸出専用のパッケージを開発し、販売を行っている。



• パッケージの表面に関して、海外の法律に関する法務的なチェックは行っておらず、宗教上好ましくない表現がないかについてのみチェックを行った

メーカー 概要

• メーカー名:ホクレン農業協同組合連合会

商品企画 の背景

- 「日本ブランド」の効果が強い、東南アジア(香港・シンガポール・タイ)の日本産米の輸出取組を開始
- 輸出にあたり、富裕層のニーズに合わせ高級感のある輸出専用パッケージを作成。その中で、「Made in Japan」は訴求力のある一つの表示と考え、中央部に記載
 - ✓ その他の表示項目である「北海道米」・「ななつぼし」・「ホクレンマーク」等は、輸出相手先国において商標登録済み

Made in Japan 表示の 効果

- 販売後、間もないこと、現地消費者の調査等をしていないため、"Made in Japan"表示の効果は確認できていない
 - ✓ 「北海道米」等の表示と共に表示することで、「日本産」を求める消費者への訴求力は高いと認識

出所:事業者ヒアリングを基に作成

日清食品は米国向け商品には「Made in Japan」、香港向けには「日本製造」と表示する等、各国・地域に合わせた表示を行っている。



メーカー 概要

- ・ メーカー名:日清食品株式会社
- 事業内容:インスタントラーメンを中心とした食品加工

商品 パッケージ の丁夫点

- 米国向けのとんこつラーメン(ラ王) は裏面パッケージに 「Made in Japan」と記載
 - ✓ 原則として、英語表記を中心としており、商品口ゴを除いて日本語の表示はない
- 香港向けのうどん(どん兵衛)は「日本製造」と記載し、 日本の商品であることを前面にアピール
 - ✓ パッケージ裏面の原産国表示箇所には 「日本製造 Product of Japan」と日本語 と英語を併記

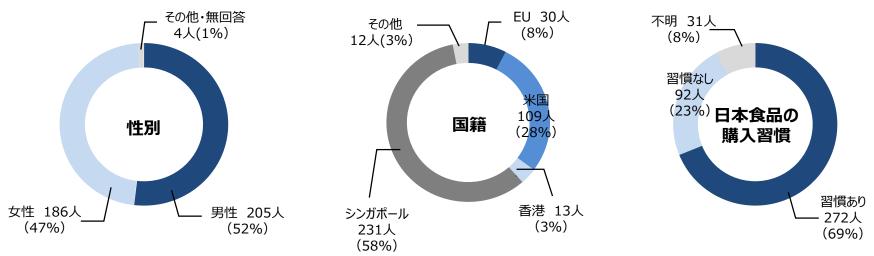
海外の消費者調査結果

・調査概要

- ✓ アクセンチュア海外オフィス及びその知人を主な対象としてWebアンケートを実施
- ✓ 米国(ワシントン・シカゴ・ニューヨーク・フィラデルフィア)、EU(イギリス・フランス)、香港、シンガポールより 計395件の回答
- ✓ 食品購入時への原産地表示の影響や適切な表示方法に関する意識を調査
 - ▶ 「食品購入の際のパッケージ等の確認箇所」、「日本産/日本製品に対するイメージ」、「日本産/日本製品であることを顕示することによる購買意欲への影響」、「日本産/日本製を示す表示はどのようなものが望ましいか」等に関する設問を設定

・回答者属性

- ✓ 男女比はほぼ同数、国籍はシンガポール・米国が中心
- ✓ 回答者の約7割が日本食品の購入習慣を有する等、日本産/日本製品の主要なターゲット層であるアッパーミドル層が回答層の中心

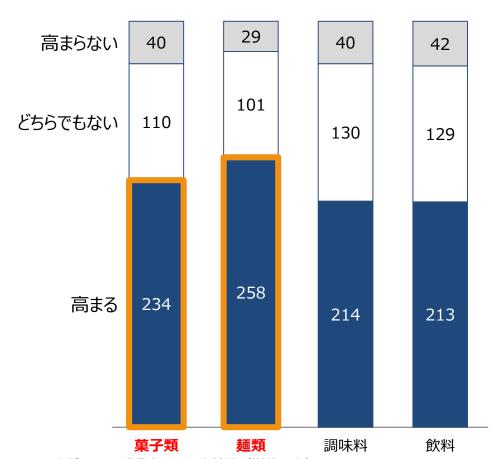


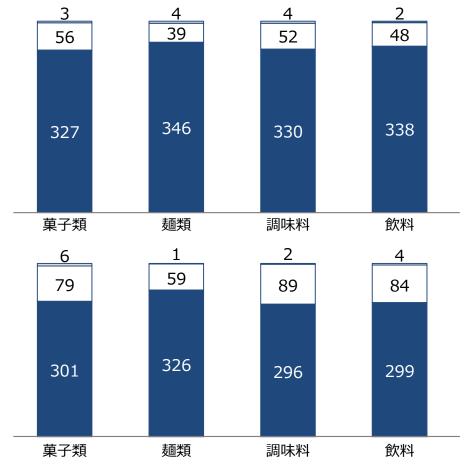
- 海外の消費者調査を行った結果、総じて、日本産農林水産物や日本製加工食品に対する安全性や品質へのイメージ・評価は高く、"日本産/日本製"であることを表示することは購買意欲向上に資する
 - ▶ 食品購入時に原産地を重視する人は全体の約7割。特に、食品の大半を輸入している香港・シンガポールではその傾向が強い
 - ▶ 食品購入の際には、基本的に表面・裏面のパッケージ双方を確認することが多いが、米国・ EUにおいては表面のみを見る消費者の割合が高く、表面への原産国表示が必要
 - ▶ "日本産/日本製"を表示することで、全体として約5割の海外消費者が購買意欲が高まると回答しており、特に麺類・菓子等の加工食品に関して評価が高い(約6割)
- ・原産地の効果的な表示方法に関しては、加工食品中心に「<u>Made in Japan</u>」と記載することへの評価が高く、アジア圏では「<u>日本製造</u>」の記載及び<u>日本国旗</u>の使用も効果的であることを確認
 - <u>米国</u>では原産地が分かりやすい「<u>Made in Japan</u>」が好まれる傾向にある一方、<u>EU</u>では「Made in Japan」は家電製品のイメージを持たれるケースも存在するため、「<u>Product of Japan</u>」の表記が望ましいとの回答も複数
 - ▶ また、生鮮品の場合は、「Product of Japan」の方が連想しやすいとの回答も存在
 - ▶ 中華圏をはじめとするアジア圏では、"日本語"に対するイメージ及び日本国旗の認知度が高い上、「本物の日本産品/日本製品」との印象を与えるため、「日本製造」との日本語表記や日本国旗を使用することも効果的

"日本産/日本製"表示は各国において購買意欲向上に寄与し、特に安全性・品質に対する高い評価に裏付けられている。品目別では、麺類・菓子に関して有効性が高い。

"日本産/日本製"表示で購買意欲は高まるか?

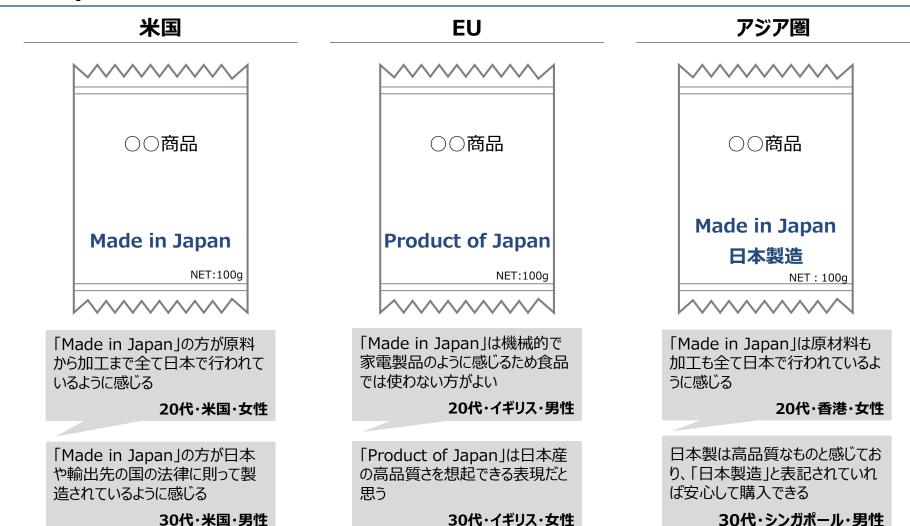
"日本産/日本製"と聞いて安全性(上段)/品質(下段) に関してどのように感じるか





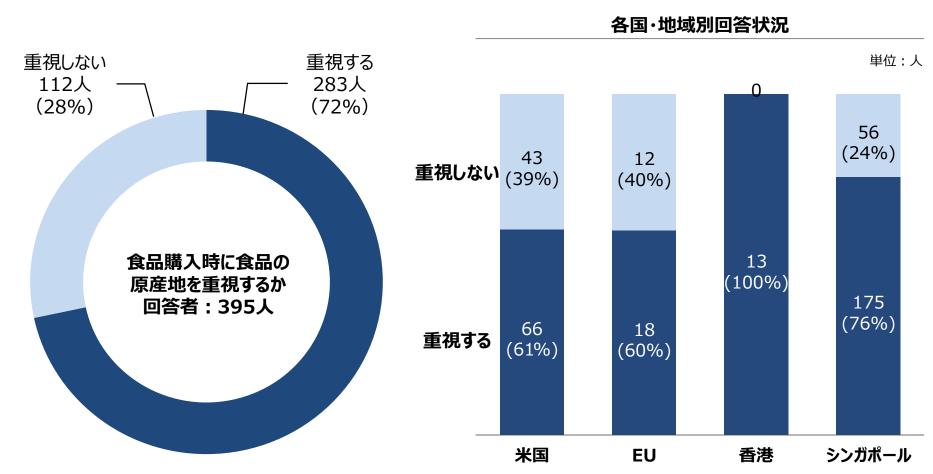
出所:Web消費者アンケート結果(単位:人)

米国では「Made in Japan」、EUでは「Product of Japan」、アジアでは「Made in Japan」の「日本製造」の併記が望ましい。



出所:Web消費者アンケート/消費者ヒアリング結果

約7割の消費者が食品購入時に原産地を重視しており、特に香港・シンガポールにおいて、原産国表示を重視する傾向が強い。

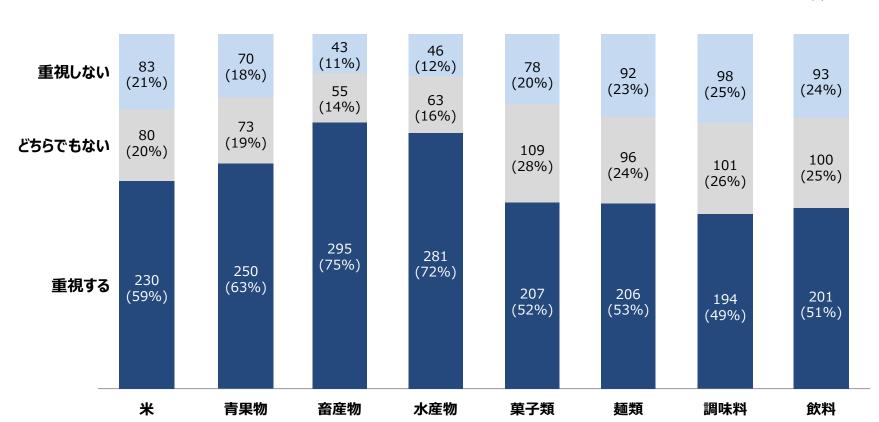


※カナダなどその他の国も含む

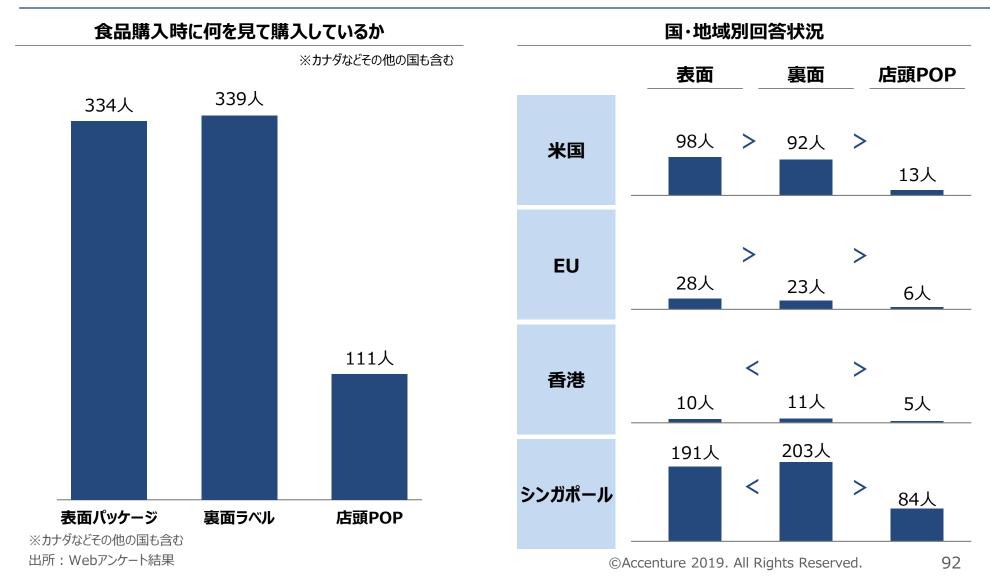
品目別では、青果物・畜産物・水産物等の一次産品に関して、原産国を重視する傾向が高く、菓子類・麺類等の加工食品では比較的低い傾向にある。

食品を購入する際に原産地を重視するか

単位:人



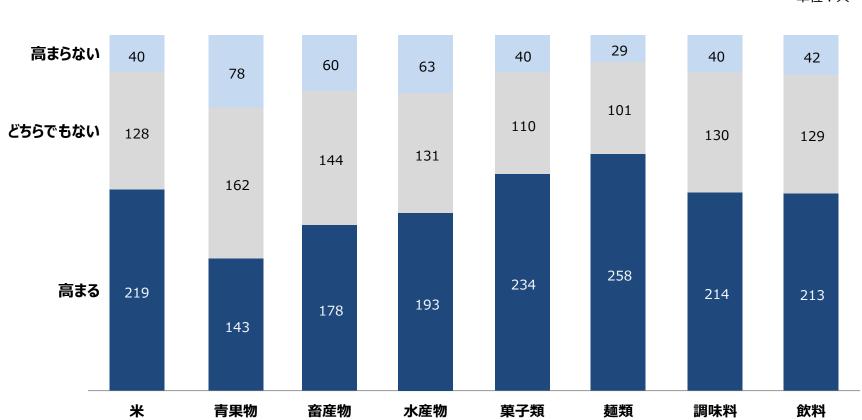
表面パッケージ・裏面ラベルの確認比率はほぼ同程度。欧米では表面パッケージ、アジアでは裏面ラベルを確認する割外が若干高い点も特徴。



総じて、"日本産/日本製"表示は購買意欲を高める傾向があり、特に麺類や菓子類等の加工食品において、その傾向が顕著である。

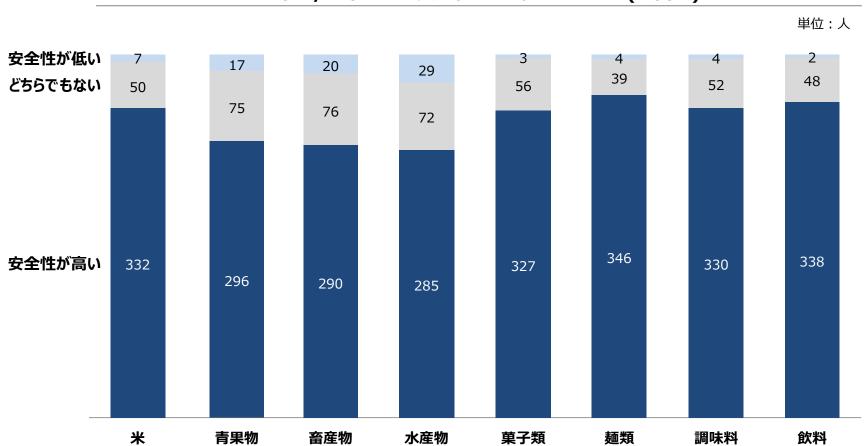
「日本産/日本製表示」により購買意欲は高まるか(品目別)





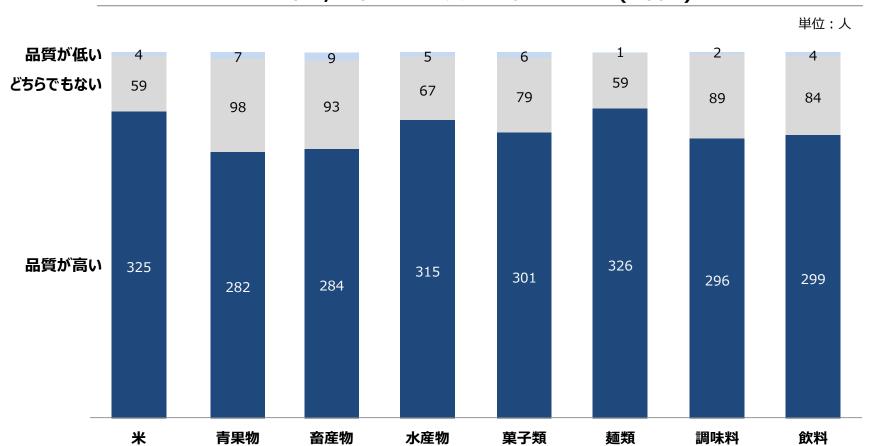
日本産/日本製品は総じて、安全性が高いと認知されており、特に菓子類・麺類等の加工食品及びコメ等においてその傾向が顕著である。

日本産/日本製品の安全性をどのように感じるか(品目別)

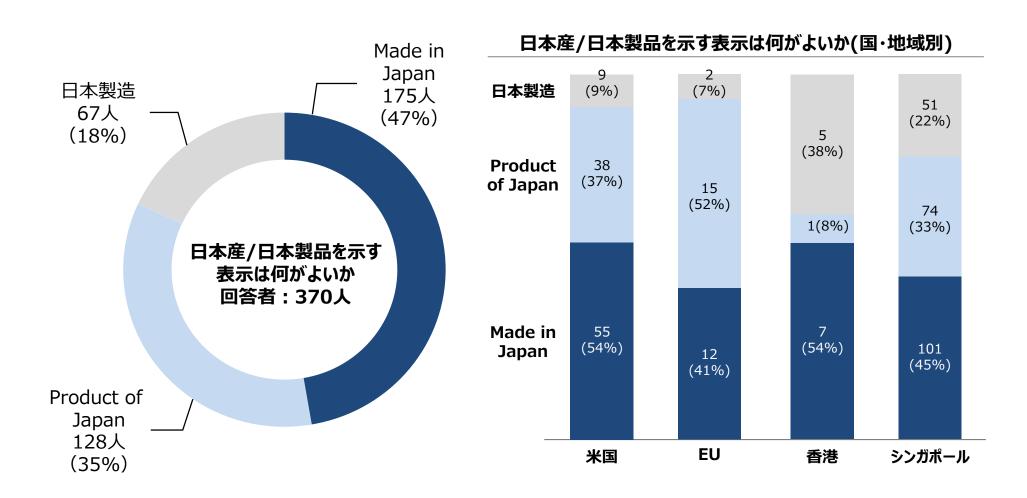


日本産/日本製品は総じて、品質が高いと認知されており、特にコメ・水産物・麺類等においてその傾向が顕著である。

日本産/日本製品の品質をどのように感じるか(品目別)



日本産/日本製品であることを示す表示には「Made in Japan」と表示するのが望ましいとの回答数が多く、香港・シンガポールで「日本製造」との表示を支持する意見もあった。



「Made in Japan」は、日本産/日本製であることがわかりやすいとの評価がある一方で、イギリス等において電化製品を想起させる等の否定的な意見も存在。

「Made in Japan」表示に関する消費者コメント

「Made in Japan」の方が日本や輸出先の国の法律に則って製造されているように感じる

30代·米国·男性

「Made in Japan」表記の方が**馴染みがある**

30代・イギリス・女性

「Made in Japan」は原材料も加工も全て日本で行われているように感じる

20代·香港·女性

「Made in Japan」は他の表現と比較し、ぱっと見で日本製だと分かりやすい

20代・シンガポール・男性

肯定的

「Made in Japan」の方<u>が原</u> 料から加工まで全て日本で行 われているように感じる

20代·米国·女性

日常見かける商品は「Made in Japan」表示が一般的

年齢非公開·香港·女性

「Made in Japan」は日本製であることが自明な分かりやす **〈強い表現**である

30代・シンガポール・女性

否定的

「Made in Japan」は、製造から時間が経っている食品のように感じる。

20代·米国·男性

「Made in Japan」は機械 <u>的で電化製品のように感じる</u> ため食品に使わない方がよい

20代・イギリス・男性

「Made in Japan」の表記を 見ると、<u>日本製品の偽造品の</u> ように感じる

20代·香港·女性

「Made in Japan」と表示されている**日本製品はどこにでも** ある他国製品のように見えて しまう

20代・シンガポール・女性

「Product of Japan」には、日本の原材料を使用していると感じる消費者と他国の原材料を使用していると感じる消費者の双方が存在する。

「Product of Japan」表示に関する消費者コメント

"Product of Japan"の表記は、**品質と安全性の両方が保** 証されているように感じる

50代·米国·女性

"Product of Japan"の商品は日本産の原材料を使っているイメージがある

30代・イギリス・女性

一般的な**真正品は "Product of Japan"表記**であることがほとんどである

20代·香港·男性

"Product of Japan"と表記 されているとデザインや品質の 点で日本人の精神を感じるこ とができる

20代・シンガポール・男性

肯定的

肉や野菜、海鮮類などの<u>生鮮</u> 食品に適した表現である

20代·米国·女性

日本産の高品質さを想起できる表現だと思う

30代・イギリス・女性

化学調味料や添加物が入っていないようなイメージがある。お客の目に留まりやすい表現だと思う

30代・シンガポール・男性

否定的

日本語表記でないものは、<u>正</u> 規品と感じられない

30代·米国·女性

"Product of Japan"の商品は加工や包装は他国で行っている印象がある

30代・イギリス・女性

"Product of Japan"表記は 元々は日本の製品だが中国 で製造しているというような、 嘘をついているように見える

20代·香港·男性

商品企画や調理方法のみ日本で行い、製造・包装は他国で行われていると感じる

30代・シンガポール・女性

「日本製造」と日本語表記することで、本物の日本製品という印象を持たせることができる一方で、中国等の他国製品との違いが分からないという意見も存在。

「日本製造」表示に関する消費者コメント

日本語表記の商品は<u>本物の</u> 日本製品のように感じる

30代・米国・男性

日本語表示のない商品は、他 国で製造・包装している商品 のように感じる

30代・イギリス・男件

英語表記の商品は日本製のものでないように感じる

20代·香港·男性

日本語表記に価値を感じる。 英語で表記されていると他国 で製造されている印象を受ける

20代・シンガポール・男性

肯定的

日本語表記であれば、直接輸出された正規品と感じる

30代·米国·男性

「日本製造」と記載されている と、正規の商品であると感じる

20代·香港·男性

日本製は高品質と感じており、 「日本製造」と表記されていれ ば安心して購入できる

30代・シンガポール・男性

否定的

日本語・中国語が読めないため、理解できない

20代·米国·男性

「日本製造」の意味は分からないが、日本で包装されたものであると感じる

30代・イギリス・男性

「日本製造」の意味が分から ないため、購入しづらい

40代·香港·男性

中国語表記(「日本製造」)

は、購入しないようにしている

30代・シンガポール・男性

《参考》「Product of Japan」と「Made in Japan」表示に関する国内事業者意見

国内事業者からは、食品には「Product of Japan」表示の方が「Made in Japan」表示よりも馴染むとの意見が見受けられ、実際に、米国の日系小売等でも「Product of Japan」表示の商品が多い。

Q.海外向けに日本産/日本製であることを示す表示は何がよいか? *1

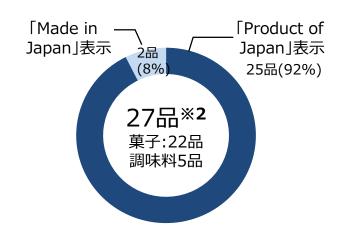
米国日系小売店での日本産/ 日本製表示(裏面)

食品であれる。 「Ma けには漢字

食品であれば、「Product of Japan」の方が現地人に受け入れられやすいと考える。「Made in Japan」は工業製品等の無機質なイメージがある。なお、中国向けには漢字表記の方が望ましい。

菓子メーカー 輸出担当者

食品には「Product of Japan」と表示するように指導している。「Made in Japan」は原材料の産地も最終加工も全て日本であるように感じる。そのため、かまぼこ等の輸入原料を使用した製品でも問題なく使用できる「Product of Japan」の方が望ましい 輸出コンサルタント



Made ir Japan | 誤

Product

of

Japan

派

分かりやすく「Made in Japan」と表示しているが、記載の方向に関して現地インポーター等に確認したわけではない **菓子メーカー 輸出担当者**

日本産であることが分かればよく、「Made in Japan」やそれらを想起させる記載が あれば十分 食品メーカー 輸出担当者

各国規制当局への問い合わせ結果

香港・シンガポール・台湾の裏面ラベル表示、表面パッケージ表示に関する具体的な問い 合わせ先は以下のとおり。

		機関名	問い合わせ先	備考
香港	裏面	• 香港食物環境衛生署 (FEHD)	https://www.fehd.gov.hk/english/enquiry/enquiry.htmlrcs_enquiry@fehd.gov.hk	• -
	表面	• 税関 (Customs and Border Protection)	https://www.customs.gov.hk/en/contact_u s/enquiry/index.htmlcustomsenquiry@customs.gov.hk	• -
シンガポール	裏面・表面	• 広告基準局 (Advertising Standards Authority of Singapore)	https://www.customs.gov.sg/contact-usAVA_LabelsAndClaims@ava.gov.sg	パッケージ表示・ 裏面ラベル双方の 問合わせ先
台湾	裏面	• 衛生福利部	https://mohwservice.mohw.gov.tw	• -
	表面	• 公平交易委員会	 https://www.ftc.gov.tw/internet/main/mail box/mailbox_sendok.aspx?query 	• -

米国・EU・英国の裏面ラベル表示、表面パッケージ表示に関する具体的な問い合わせ 先は以下のとおり。

		機関名	問い合わせ先	備考
米国	裏面	• 食品医薬品局 (Food and Drug Administration')	https://cfsan.secure.force.com/Inquirypagecicinquiry@fda.hhs.gov	食品ラベル表示 所管
	原産国	• 税関 (Customs and Border Protection)	https://www.cbp.gov/contact	輸入通関時/国 内流通時の原産 国表示所管
EU	裏面・表面	• 欧州委員会 (EUROPE DIRECT Contact Centre)	 http://trade.ec.europa.eu/tradehelp/contact 	EU各国の法令に ついては各国への 個別確認が必要
英国	裏面・表面	• 各地方自治体	 http://www.tradingstandards.uk/consumers 	商品販売予定の ある地域に直接 要問合せ



"日本産/日本製"と商品パッケージに記載することに関して、各国当局に問い合わせた結果、個別事例への具体的な回答は難しく、個別商品に関する具体的な判断については、弁護士等への相談が必要である旨の回答を得た。

各国当局の回答状況

	香港	シンガポール
日本産/ 日本製 表示可否	回答保留✓ 個別具体的な事例については、国内の 弁護士への相談が必要	 回答保留 ✓ 個別具体的な事例については、税関と 国内の慣習法に詳しい弁護士への相 談が必要
機関名	• 香港税関 (Customs and Excise Department)	• 広告基準局(Advertising Standards Authority of Singapore)
当局の 具体回答 内容	 商品表示条例は、全ての商品表示について、明確で正確な記載を求める。消費者を誤解させてはならない 商品表示条例は、商品へのラベル付けを求めていない。しかし、商品情報を記載する場合、やはり明確で正確な表示が必要 虚偽の記載がある商品を輸入する者は、商品表示条例に違反する 	 食品広告、ラベリング規制については、農業食品畜産庁が所管している 広告行為についてのガイドライン(Singapore Code of Advertising Practice)が存在するが、国内の国内法と国際法、慣習法を基に作成したものであり、各種の法律がガイドラインに優先する 輸入品の所管はシンガポール税関である

• 税関・消費税局は、香港の法令(「令362」)を施行する主要な機関である。条例の下では、条例に明示された事項の表示を含めて、商品又は商品の一部について、直接的であれ間接的であれ、いかなる手段によっても、表示するのであれば明確かつ正確でなくてはならず、消費者を誤解させてはならない

• 条例では、製品の表示を必要としない。しかし、取引者が製品に関する情報を開示することを選択し、そのような情報が条例第2条に基づく「取引明細書」の定義に該当する場合、それは明確かつ正確でなくてはならず、消費者を欺いてはいけない。また、虚偽の記載がある商品を輸入すると、違反行為者となると定められている。(個別具体対的な事例については)弁護士に相談することを勧める

メール原文

- The Customs and Excise Department is one of the major agencies in enforcing the Trade Descriptions Ordinance, Cap 362, Laws of Hong Kong ("the Ordinance"). Under the Ordinance, it defines "trade description" as an indication, direct or indirect, and by whatever means given, with respect to the goods or any part of the goods, including an indication of any of the matters as specified in the Ordinance, it has to be accurate and correct and should not mislead consumers.
- The Ordinance does not require labelling of product. However, if a trader chooses to disclose any information on the product, and such information falls within the definition of "trade description" under section 2 of the Ordinance, it has to be accurate and correct and should not mislead consumers. The Ordinance also stipulates that any person who imports any goods to which a false trade descriptions is applied commits an offence. You may wish to consult your legal practitioners for advice.

意訳

- 香港では、食品衛生に関する規定が、公衆衛生および地方自治体サービス条例(Cap.132)の第V部およびその関連法規に定められている。基本的な必要要件は、販売を目的とする全ての食品は、人間の消費に適したものでなければならない。さらに、全ての表示情報は、食品を誤って説明するものであってはならず、その性質、物質または品質に関して誤解を招くように意図されてはならない。詳細は(www.elegislation.gov.hk)を参照のこと。上記の定めの違反は犯罪となる
- 香港で販売するために包装された食品は、食品医薬品(組成および表示)規則に定められた要件に従って、表示され、ラベルを付けられなければならない(132 W規定による。)別の規制があるか、または免除されていない限り、指定された形式での名前または象徴、成分のリスト、耐久性の表示、保管または使用のための特別な条件、数量、重量または容量、製造者または包装業者の名前および住所、栄養表示には、英語または中国語のいずれか、または両方の言語で、包装済みの食品のラベルにマークをつけたり、貼り付けたりしなければならない

メール原文

- In Hong Kong, the legislation on food safety are laid down in Part V of the Public Health and Municipal Services Ordinance, Cap.132 and its subsidiary legislation. The basic requirement is that all food intended for sale must be fit for human consumption. Moreover, all labelling information should not falsely describe the food or is calculated to mislead as to its nature, substance or quality. For details, please browse www.elegislation.gov.hk. Any contravention of the aforesaid legislation will constitute an offence.
- Prepackaged food for sale in Hong Kong shall be legibly marked and labelled in accordance with the
 requirements laid down in the Food and Drugs (Composition and Labelling) Regulations, Cap. 132 W (the
 Regulations). Unless there is exemption in the Regulations or otherwise stated, the name or designation,
 list of ingredients, indication of durability in the prescribed format, special conditions for storage or
 instructions for use, count, weight or volume, name and address of manufacturer or packer and nutrition
 label shall be marked or labelled in either the English or the Chinese language or in both languages on
 the label of prepackaged food.

意訳

- 包装済みの食品には、規則の附表3に規定されている方法により、表示およびラベル付けをするものとする
- 食品ラベルは、食品に関する情報について、製造者と消費者との意思疎通を図るための重要な手段である。
- 適切に表示され、製品の重要な情報を含む読みやすい食品ラベルは、消費者が情報に基づいた取引をするための助けになるだろう
- (分かりやすい食品ラベルを添付する)良い取り組みを推進するために、食品安全センターは、食品ラベルの可読性の高い情報が商取引において提供されるように、「読みやすい食品ラベルの作成に関する取引ガイドライン」を作成した。(税関)職員は、(実際の判断時には)規則に定める食品ラベルの読みやすさ要件の解釈指針を参照する

メール原文

- According to the Regulations, prepackaged food shall be marked and labelled in the manner prescribed in Schedule 3.
- Food label is an important channel of communication between manufacturers and consumers on information about a food product.
- A legible food label with essential information of the product appropriately marked would assist consumers make informed choices.
- To promote good practice, the Centre for Food Safety has prepared the "Trade Guidelines on Preparation of Legible Food Label" which aims at assisting the trade to provide legible information on food label. Officers will also make reference to the guidelines in the interpretation of legibility requirements of food label as stipulated in the Regulations.

- ガイドラインの詳細については、次のWebページを参照
 - ✓ https://www.cfs.gov.hk/english/programme/programme_nifl/files/Trade_Guidelines
 on-Preparation-of-Legible-FL e.pdf
- 食品ラベリングに関するお問い合わせ先
 - ✓ 食品ラベリングユニット(852)3962 2047
- 規制当局としての食品安全センターは、一般原則とガイドラインについてのみアドバイスを提供可能であり、個別の食品ラベルにはコメント出来ない。それでも疑問のある場合は、食品ラベルを準備するにあたって、法律顧問または食品専門家からアドバイスを求め、香港の法令遵守を確実なものにすることも考慮するとよい

- For details of the guidelines, please browse the following webpage:
 - √ https://www.cfs.gov.hk/english/programme/programme_nifl/files/Trade_Guidelines
 _on_Preparation_of_Legible_FL_e.pdf
- For enquiries on food labelling issues, please contact the Food Labelling Unit at (852) 3962 2047.
- Please understand that the Centre for Food Safety, as regulatory agency, can offer advice on the general principle and guidelines only and would not offer comment on individual food labels. If still in doubt, you may consider seeking advice from your legal adviser or food specialist on the preparation of your food labels to ensure compliance with the laws in Hong Kong.

- 食品の表示は、シンガポールの農業獣医局(AVA)によって規制されている。 食品ラベルおよびその他の要件に関する最小フォントサイズについては、AVAの食品ラベルおよび広告ガイドを参照のこと
- 追加の説明が必要な場合は、https://www.ava.gov.sg/contact-usを介してAVAに問合せ可能
- 食品包装およびラベルを含むすべての広告は、シンガポール広告行動規範(SCAP)に準拠する必要があり、合法、 適切かつ誠実であり、真実を述べたものでなければならない。SCAPの資料は、 https://asas.org.sg/Portals/0/Images/ASAS/docs/SCAP%202008.pdfで参照可能。ただし、シンガポールの広告業界は自主規制されており、広告は掲載する前にASASの承認を必要としないことに留意が必要

- The labelling of food is regulated by the Agri-food Veterinary Authority of Singapore (AVA).
 You may refer to AVA's Guide to Food Labelling and Advertisements for minimum font size on food labels and other requirements.
- If you need additional clarifications, you may also write to AVA via https://www.ava.gov.sg/contact-us.
- In addition, all advertisements, including food packaging and labels, should comply with the Singapore Code of Advertising Practice (SCAP), which states that all advertisements must be legal, decent, honest and truthful. A copy of SCAP is available for your reference at https://asas.org.sg/Portals/0/Images/ASAS/docs/SCAP%202008.pdf. Please note, however, that the advertising industry in Singapore is self-regulated and advertisements do not require ASAS's approval prior to publishing.

- 日本産/日本製の加工食品の原産国は、「Made in Japan」や「Product of Japan」などの言葉で表示可能
- シンガポールの食品法令は、包装済み食品のラベルに、加工食品の原産国を明記することを要求している。一般に、製品が最終的に加工された場所を原産国とする。A国で生産され、B国でパックされた製品は、"Product of country A. Packed in country B"と記載できる
- 輸入食品のラベルに、原産国を記載する必要がある。市町村名のみの記載は不可

- The name of the country of origin for your food products, which are manufactured in Japan, can be declared with words or similar words like "Made in Japan" or "Product of Japan".
- The Singapore Food Regulations require the country of origin of the food product to be declared on the labels of prepacked food. The declaration of country of origin would generally refer to the last processing place of the product. As such, a product produced in country A and packed in country B may be labelled as "Product of country A. Packed in country B".
- The name of the country of origin of the food should be indicated on the labels for imported foods. The name of a city, town or province alone is not acceptable.

【参考】

- 食品ラベルに関するリンク https://www.ava.gov.sg/explore-by-sections/food/labelling-packaging-information/labelling-guidelines-for-food-importers-manufacturers
- 「食品表示および宣伝ガイド」のリンク <u>https://www.ava.gov.sg/docs/default-source/tools-and-resources/resources-for-businesses/aguidetofoodlabellingandadvertisementsversionjuly2.pdf?sfvrsn=16</u>
- 規制当局へのメール
 ava labelsandclaims@ava.gov.sg (シンガポール農業食品衛生庁)

【参考】

- You may refer to the following link on food labelling at: https://www.ava.gov.sg/explore-by-sections/food/labelling-packaging-information/labelling-guidelines-for-food-importers-manufacturers
- or refer to "A Guide to Food Labelling & Advertisements" at: https://www.ava.gov.sg/docs/default-source/tools-and-resources/resources-for-businesses/aguidetofoodlabellingandadvertisementsversionjuly2.pdf?sfvrsn=16
- or email to the Regulatory Programmes Department at:
 ava labelsandclaims@ava.gov.sg (Agri-Food & Veterinary Authority of Singapore)



台湾当局からは、個別具体的な事例への回答が得られず、米国当局からは、事例についての言及は難しく、個別商品に関する具体的な判断については、米国内の慣習法に詳しい弁護士等への相談が必要である旨の回答を得た。

各国当局の回答状況

	台湾	米国
日本産/ 日本製 表示可否	回答無し✓ 個別具体的な事例への言及はなく、 一般的な表記方法の教示に留まる	 回答保留 ✓ 個別具体的な事例については、所管である税関と米国内の慣習法に詳しい弁護士への相談が必要
機関名	• 衛生福利部	• 連邦取引委員会 (Federal Trade Commission)
当局の 具体回答 内容	 原産国は、最終製品が製造され処理される国 又は地域である 輸入品の原産国は、原産国の決定を規定する 法令『進口貨物原産地認定標準』(英語名: "Regulations Governing the Determination of Country of Origin of an Import Goods")に拠る 	 ・米国に輸入される品目については、適切にラベルを付ける必要がある ・輸入時のラベル付けについては、米国税関(CBP)が所管している ・食品規制については、米国食品医薬品局(FDA)が所管している

- 1.食品安全衛生法施行規則第12条に基づき、本法第22条第6項第1段落にいう原産国は、最終製品が製造され処理される国 又は地域である
 - ✓ (1)輸入品の原産国は、原産国の決定を規定する法令に従って定めなければならない。
 - ✓ (2) 食品が、輸入品の原産国の決定を規定する法令に基づく実質的な変換に列挙されていない場合、そのラベル表示は、 食品に含まれる内容物それぞれの原産国に拠る
 - ✓ (3)輸入品の製造業者の住所により原産国が中国であると明示可能である場合は、ラベル表示を免除することができる
- 2.輸入貨物の国又は地域の定義は、"Regulations Governing the Determination of Country of Origin of an Import Goods"(進口貨物原産地認定標準)に拠る

- 1.According to the Article 12 of Enforcement Rules of Act Governing Food Safety and Sanitation, The country of origin referred to in subparagraph 6, paragraph 1 of Article 22 of this Act shall mean the country or region where the end products are manufactured, processed or prepared. The labelling of the country of origin referred to in the preceding paragraph shall be handled in accordance with the following provisions:
 - ✓ (1) The Country of Origin of imported goods shall be determined in accordance with the Regulations Governing the Determination of Country of Origin of an Imported Good,
 - √ (2) Where the food product is not an assorted product of substantial transformation based on the Regulations Governing the Determination of Country of Origin of an Imported Good, the labelling of which shall be the respective country of origin based on the volume of contents it possesses,
 - (3) Where the address of the manufacturer in Chinese can obviously represent the country of origin, the labelling may be exempted.
- 2.About the definition of the country or region in Imported Good, it shall comply with "Regulations Governing the Determination of Country of Origin of an Import Goods".

- 各規制の英語版概要については次のWebサイト参照
 - ✓ (1)https://consumer.fda.gov.tw/Law/Detail.aspx?nodeID=518&lang=1&lawid=45
 - √ (2)https://law.moj.gov.tw/Eng/LawClass/LawAll.aspx?PCode=G0350047

- Please find the English version of the regulations mentioned above in the following website:
 - ✓ (1)https://consumer.fda.gov.tw/Law/Detail.aspx?nodeID=518&lang=1&lawid=45
 - ✓ (2)https://law.moj.gov.tw/Eng/LawClass/LawAll.aspx?PCode=G0350047

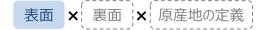
- 原産国表示ラベルの問い合わせ先は米国税関(CBP)である
- FDAの食品ラベルは、原産国の表示を求めない
- CPG Sec.560.200、連邦食品、医薬品及び化粧品法は、輸入食品の表示に関する原産国表示は要求しない。原産国表示は、1930年関税法およびCPB規則(19 USC 1304(a) および19 CFR Part 134)によって定められた米国税関(CBP)の要求である(米国FDAによる回答)

- Please contact Customs and Border Patrol for their country of origin labelling.
- FDA labeling requirements do not include country of origin labeling.
- According to CPG Sec. 560.200, a statement of the country of origin on the labeling of imported foods is not required by the Federal Food, Drug, & Cosmetic Act. This is a requirement of the U.S. Customs *and Border Protection (CBP)* as authorized by the Tariff Act of 1930 and CPB regulations (19 USC 1304(a) and 19 CFR Part 134).

(米国FDAによる回答)

- 再包装を行うものは、再包装された輸入品の容器への原産国の英語名表示を米国税関により求められる。別の国において、製品に対し、「実質的な変更」をもたらすような更なる加工または素材の追加があった場合、米国税関の表示要件である19 CFR 134.1(b) および134.11の意味において原産国になる
- 米国税関による差押え行為や、その他の規制追跡行為(米国で殻を剥かれ、背わたを取られ、再包装され、米国産ラベルを貼られた輸入工どに関連するもの)の結果として、FDAは、FDAの管轄および本製品の原産国表示に関する政策について、議会、業界および現地の問合せを受けた
- 米国税関は、米国税関の法律および規制の意味の範囲内において、殻剥き、背わた取り、および再包装は、製品の「実質的な変更」ではなく、米国製品と表記するのに十分であるとみなしている (米国FDAによる回答)

- Repackers are required by *CBP* to mark containers of repackaged imports with the English name of the country of origin. In the event that further reprocessing or material added to the article in another country results in a "substantial transformation" of the product, the other country becomes the country of origin within the meaning of *CBP's* labeling requirements, 19 CFR 134.1(b) and 134.11.
- As a result of *CBP's* seizure actions and other regulatory follow-up involving imported shrimp that was peeled, deveined, and repacked in the United States and labeled as a product of the U.S. FDA received congressional, industry, and field inquiries regarding FDA's jurisdiction and policy on country of origin labeling for this product.
- *CBP* considers that peeling, deveining, and repacking is not a "substantial transformation" of the product, sufficient to permit the shrimp to be declared as a product of the U.S., within the meaning of *CBP's* laws and regulations.
 (米国FDAによる回答)



フランス・オランダ当局からは調査期間内に回答が得られなかった。

各国当局の回答状況 オランダ フランス 日本産/ 日本製 回答なし 回答なし 表示可否 • 経済・財務省 • 消費者•市場庁 (Ministère des Finances et des 機関名 (Autoriteit Consument & Markt) Comptes publics) 回答なし 回答なし 当局の 具体回答 問い合わせフォームにより、2回以上の問 問い合わせフォームにより、2回以上の問 内容 い合わせを実施したが回答なし い合わせを実施したが回答なし



EU当局からは、個別事例への具体的な回答は難しく、個別商品に関する具体的な判断については、弁護士等への相談が必要である旨の回答を得た。

EU当局の回答状況

日本産/
日本製
表示可否

- 回答保留
 - ✓ 個別具体的な事例については、具体的な商品をもって弁護士などへの相談が必要

機関名

 欧州委員会 (EUROPE DIRECT Contact Centre)

当局の 具体回答 内容

- EU当局では、個別事例について具体的な回答をすることはできない
- 商品全般の表示規則は存在しないが、加工食品ラベルの表示規則は存在する
- EU関税法の定めでは、輸入貨物に対して、輸入申告の際の原産国を明記しなければならない
- 原産地については、2つのパターンがある。なお、原産地規則は関税の適用などのために使われる基準であるため、詳細な基準については、日本国の税関に問い合わせることも有効であると考えられる
 - ✓ 生産が1つの国のみで完結する商品(完全生産基準)(例:野菜、卵、肉などの一次産品)
 - ✓ 生産が2ヵ国以上が生産に関与している場合(実質的変更基準)
 - ▶ 関税番号変更基準・付加価値基準・加工工程基準(EPA締結国の場合)により判断

- 原産地規則自体に関しては、欧州委員会の一般的な情報サービスとして、特定のケースを評価できない
- 欧州連合(EU)では、表示規則により市民は食料品の中身と成分に関する包括的な情報を得ることができる
- 食品ラベルは、消費者が食料を購入する際に、情報に基づいた選択をするために役立つ

- With respect to the rules of origin themselves, as a general information service of the European Commission, we are unable to asses your particular case.
- In the European Union, the labelling rules enable the citizens to get comprehensive information about the content and composition of food products.
- Labelling helps consumers to make an informed choice while purchasing their foodstuffs.

- また、EU加盟国に輸入された製品の表示またはラベル付けに関するEUの法律が存在しないことをお知らせしたい
- 関連する加盟国の国内法制は、そのような法律が存在する限り、適用される可能性がある
- しかし、EU関税法の定めでは、輸入貨物に対しては常に、輸入申告の際の原産国を明記しなければならないこと を指摘しておくべきだろう

- Also we would like to inform you that there is no EU legislation regarding marking or labelling on a product imported into EU of the country where it originates.
- The national legislation of the Member State concerned as far as any such legislation exists is therefore applicable
- However, it should be pointed out that, according to EU customs legislation, the country of origin must always be indicated in a specific box of the customs import declaration.

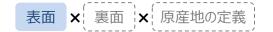
- 次の場合、加工品は特定の受益国に由来するものとなる
 - その国で完全に取得されたものである場合(完全生産品)
 - そこで十分に手を加えられ、加工されている場合
- 商品の原産国、すなわち、「完全に取得された」製品と「最後の実質的な変換」を経た製品を決定する基本的な概念は2つある
 - ✓ 1つの国のみが関与している場合、「完全に取得された」」概念が適用される。実際には、天然状態で得られる製品の大部分と、完全に取得された製品から作られた製品に限られる
 - ✓ 2つ以上の国が商品の生産に関与している場合、「最後の実質的な変換」という概念が、商品の原産国を 決定する

- We would like to inform you that products originate in a particular beneficiary country if they are:
 - wholly obtained in that country,
 - sufficiently worked or processed there.
- There are two basic concepts to determine the origin of goods namely 'wholly obtained' products and products having undergone a ""last substantial transformation"".
 - ✓ If only one country is involved the ""wholly obtained"" concept will be applied. In practice this will be restricted to mostly products obtained in their natural state and products derived from wholly obtained products.
 - ✓ If two or more countries are involved in the production of goods, the concept of ""last, substantial transformation"" determines the origin of the goods.

- 一般に、「最後の実質的な変換」の基準は、3つの方法で表現される
 - ✓ 関税番号変更基準:HSコードの変更によるもの
 - ✓ 付加価値基準:組立作業および原材料の組み入れによる価値の上昇が、製品の工場出荷時点の価格の 特定のレベルにあることによるもの
 - ✓ リストルール:製造、加工の作業がされた、またはされなかったことが、商品の原産国を決定する

• In general the criterion of last substantial transformation is expressed in three ways:

- ✓ by a rule requiring a change of tariff (sub) heading in the HS nomenclature;
- ✓ By a value added rule, where the increase of value due to assembly operations and incorporation of originating materials represents a specified level of the ex-works price of the product.
- ✓ By a list of manufacturing or processing operations that do or do not confer on the goods the origin of the country in which these operations were carried out;



ドイツ・英国当局からも、個別商品に関する具体的な判断については、弁護士等への相談が必要である旨の回答を得た。

	各国の回答状況		
	ドイツ	英国	
日本産/ 日本製 表示可否	 回答保留 ✓ 個別具体的な事例については、弁護 士などの法律相談専門家や法律の権 威への相談が必要 	回答保留✓ 個別具体的な事例については、規制コンサルタント会社などへの相談が必要	
機関名	司法·消費者保護省 (Federal Ministry of Justice and Consumer Protection)	• 市民相談サービス (Citizens Advice consumer service)	
当局の 具体回答 内容	 法務・消費者保護省では、個別具体的なケースについて法的助言を示すことができない 直接の担当部署はドイツ連邦省の経済エネルギー省 	 英国内の各地域(イングランド、北アイルランド、 スコットランド、ウェールズ)の各地方自治体の、 Trading Standards Officerへの相談が必要 ただし、各地域において、実際に販売予定のある商品でない限り、具体的な判断が困難 	

出所:弊社リサーチを基に作成

• 残念なことに、連邦省の法務省および消費者保護局は、お客様の問合せを手伝うことができない。連邦司法省および消費者保護部は、特定の場合に法的助言を提供することは認められていない。弁護士を中心とする法律コンサルタントの専門家だけが、法律顧問やアドバイスを行う権限がある

- 連邦司法省および消費者保護法は、お客様の調査の責任を負う主体ではないことを報告する。責任は連邦経済省エネルギー省にある。その省庁の公的情報サービスに連絡願う
- 連邦経済省エネルギー省
 Scharnhorststraße34-37
 10115ベルリン
 Postanschrift: 11019ベルリン

電話:03018 615-0

テレファックス: 03018 615-7010 kontakt@bmwi.bund.de

メール原文

 Unfortunately, the Federal Ministry of Justice and Consumer Protection itself is unable to help you with your inquiry. The Federal Ministry of Justice and Consumer Protection is not allowed to provide legal advice in specific cases. Only legal consulting professionals – primarily practicing attorneys – are authorized to give legal counsel and advice.

- I regret to inform you that the Federal Ministry of Justice and Consumer Protection is not the entity responsible for your inquiry. Responsibility lies with the Federal Ministry for Economic Affairs and Energy. Please contact that Ministry's public information service.
- Federal Ministry for Economic Affairs and Energy Scharnhorststraße 34-37 10115 Berlin

Postanschrift: 11019 Berlin Telefon: 03018 615-0 Telefax: 03018 615-7010 kontakt@bmwi.bund.de

出所: 当局からの回答文を弊社が意訳のうえ作成

- 残念ながら個々の苦情や懸念に対しては詳細に対応できない。問合せへの対応可否は、CMAの権限の限界や、他の組織の方がより助けになるか否かに左右される
- より踏み込んだ助言として 私たちには、個人の消費者や企業の代理として行動する権限がないため、Citizens Adviceが助けになる可能性がある。Citizens Adviceは、消費者問題について、自由に、独立して、機密を守りつつ、公平なアドバイスを提供可能である。必要に応じて、さらなる調査のために、(Citizens Adviceの上位機関である)Trading Standardsに問題をエスカレーションすることもできる
- Citizens Adviceには、電話(+44(0)3454 04 05 06)またはオンライン(www.citizensadvice.org.uk)で連絡可能
- 問合せの性質上、欧州委員会にも連絡することを勧める: http://ec.europa.eu/ (Competition and Markets Authorityからの回答)

X

ル原文

- We always welcome information, but unfortunately, we are not able to respond in detail to individual complaints or concerns. In deciding whether to act on the information supplied to us, we also must consider the limits of the CMA's powers and whether other organisations would be better placed to help.
- For further help
 As we do not have powers to act on behalf of individual consumers or businesses, Citizens Advice may
 also be able to help you. It can provide free, independent, confidential and impartial advice on consumer
 matters. If necessary, it can also escalate issues to Trading Standards for further investigation.
- You can contact Citizens Advice by telephone on +44 (0)3454 04 05 06 or online at www.citizensadvice.org.uk.
- Given the nature of your correspondence, we would recommend that you also contact the European Commission: http://ec.europa.eu/ (Competition and Markets Authorityからの回答)

• チャータードトレーディングスタンダード研究所(CTSI)は取引基準の専門家のための民間企業および専門家団体であり、アドバイスやサポートを行う適切な資格のあるスタッフがいない

- 地方自治体の一部である地方のTrading Standardsの事務所に連絡するか、消費者問題に関する無料で秘密で公平なアドバイスを提供する消費者サービスであるCitizens Adviceヘルプラインへの連絡が必要。電話番号:03454 04 05 06に電話をするか、Citizens Advice Consumer Serviceを訪ねる必要がある
- 商品販売予定委地域の地方自治体の連絡先はwebsite(https://www.tradingstandards.uk)の下部から検索可能(該当地域の郵便番号を入力)

X

ル原文

- The Chartered Trading Standards Institute (CTSI) is a private company and professional body for trading standards professionals and as such does not have any appropriately qualified staff to advise or assist you.
- For advice or to report a matter you need to contact your local trading standards office which is part of your local authority or you can contact the Citizens Advice consumer helpline which is a consumer service that provides free, confidential and impartial advice on consumer issues. Call 03454 04 05 06 or visit Citizens Advice Consumer Service
- Your local authority contact details can be found by visiting the Help and Advice pages on our website https://www.tradingstandards.uk/consumers scroll to the bottom of the page and enter your postcode.

参考資料

【各種法令】

- 商品説明条例
 - √ https://www.elegislation.gov.hk/hk/cap362
- 2012 年商品說明(不良營商手法)(修訂)條例
 - √ https://www.gov.hk/sc/residents/government/publication/consultation/docs/2013/Draft_Enforcement_Guidelines.pdf
- 商標条例
 - √ https://www.elegislation.gov.hk/hk/cap559!sc
 - ✓ (邦訳)https://www.jpo.go.jp/shiryou/s_sonota/fips/pdf/hong_kong/shouhyou_jourei.pdf
- 食品及び薬物(成分及び表示)規則
 - √ https://www.elegislation.gov.hk/hk/cap132W
- 食品及び薬物(成分及び表示)規則 附表3 包装済み食品の表示とラベル表示
 - http://www.hklii.org/cgi-bin/sinodisp/eng/hk/legis/reg/132W/sch3.html
- 食料立法ガイドライン
 - √ https://www.cfs.gov.hk/english/food_leg_list.html
- HKLII(香港判例検索データベース)
 - √ http://www.hklii.hk/eng/

【原産地規則】

- 物品の輸入と輸出に関する方針
 - √ https://www.tid.gov.hk/english/import_export/ie_policy.html
- 原産地証明書について
 - https://www.tid.gov.hk/english/import_export/cert/cert_maincontent.html
- 原産地規則の詳細
 - √ https://www.tid.gov.hk/english/import_export/cert/cert_coverage.html
- 原産地規則の基本原則と具体的要件
 - √ https://www.tid.gov.hk/english/import_export/cert/cert rules.html

【その他】

- 香港経済新聞:香港で改正「商品説明条例」セミナー、香港税関から講師招く(2014.2.18)
 - √ https://hongkong.keizai.biz/headline/243/
- 香港ポスト:アンディ・チェン法律事務所『商品説明条例に関して』
 - √ http://www.andysolicitor.com/column/%E3%80%8E%E5%95%86%E5%93%81%E8%AA%AC%E6%98%8E%
 E6%9D%A1%E4%BE%8B%E3%81%AB%E9%96%A2%E3%81%97%E3%81%A6%E3%80%8F%E3%80%80
 %E9%A6%99%E6%B8%AF%E3%83%9D%E3%82%B9%E3%83%88/
- 西村あさひ法律事務所: Doing business in 香港
 - ✓ https://www.jurists.co.jp/sites/default/files/tractate_pdf/ja/140214_HongKong_J.pdf
- 香港基本法をめぐる諸問題
 - √ http://www.ndl.go.jp/jp/diet/publication/refer/200412 647/064703.pdf

【各種法令・ガイドライン】

- 消費者保護(公正取引)法
 - √ https://sso.agc.gov.sg/Act/CPFTA2003
- 商標法
 - √ https://sso.agc.gov.sg/Act/TMA1998
 - ✓ (邦訳) https://www.jpo.go.jp/shiryou/s_sonota/fips/pdf/singapore/shouhyou.pdf
- 食品販売法
 - √ https://sso.agc.gov.sg/Act/SFA1973
- A Guide to Food Labelling and Advertisements
 - √ https://www.ava.gov.sg/docs/default-source/tools-and-resources/resources-for-businesses/aguidetofoodlabellingandadvertisementsversionjuly2
- シンガポール政府公式: AVA Web
 - ✓ Labelling Guidelines for Food Importers & Manufacturers https://www.ava.gov.sg/explore-by-sections/food/labelling-packaging-information/labelling-guidelines-for-food-importers-manufacturers
 - ✓ Understanding Food & Nutrition Labels https://www.ava.gov.sg/explore-by-sections/food/labelling-packaging-information/understanding-food-nutrition-labels
- 国際生命科学研究機構:各国の食品・添加物等の規格基準
 - ✓ http://www.ilsijapan.org/ILSIJapan/COM/W2016/07_Singapore.pdf

【原産地規則】

- シンガポールの原産地表示規則に関する調査 https://www.jetro.go.jp/ext_images/jfile/report/07001214/gensanchi_singapore.pdf
- 原産地規則と原産地証明書:シンガポール https://www.jetro.go.jp/world/qa/04A-041146.html
- 原産地表示:シンガポール https://www.jetro.go.jp/world/qa/04A-091101.html

【その他】

- Singapore legal advice: What Can You Do if You Were Sold a Defective Product in Singapore?
 - √ https://singaporelegaladvice.com/law-articles/product-liability-singapore
- One Asia Lawyers シンガポール; JLC Advisors LLP: シンガポールにおける消費者保護法関連規則の改正
 - √ http://oneasia.legal/wpcontent/themes/standard_black_cmspro/img/2574c880e91bfbbabdef022371546280.pdf
- シンガポール政府公式ウェブサイト: "What is the lemon law?"
 - √ https://www.gov.sg/factually/content/what-is-the-lemon-law
- Bird&Bird法律事務所: Product Liability: A Singapore Perspective
 - √ https://www.twobirds.com/en/news/articles/2017/singapore/product-liability-a-singapore-perspective
- Webサイト記事: Singapore's tough new guidelines on food marketing to kids
 - √ http://www.marketing-interactive.com/singapore-authorities-tie-down-guidelines-on-food-marketing-to-kids/
- Jmartsg Instagram: ホクレン 北海道米ななつぼしパッケージ写真
 - √ https://www.instagram.com/p/BUgc_Izg-74/?taken-by=jmartsg
- JETRO: シンガポール食品マーケットの現況と そのアプローチ
 - √ https://www.jetro.go.jp/ext_images/industry/foods/past-seminar/pdf/201707/3_sg.pdf

131

【各種法令】

- 公平交易法
 - √ https://law.moj.gov.tw/LawClass/LawAll.aspx?PCode=J0150002
- 商品標示法
 - √ https://law.moj.gov.tw/LawClass/LawAll.aspx?PCode=J0080011
- 商標法
 - √ https://law.moj.gov.tw/LawClass/LawAll.aspx?PCode=J0070001
- 食品安全衛生管理法
 - √ https://law.moj.gov.tw/LawClass/LawAll.aspx?PCode=L0040001
- 各国の食品・添加物等の規格基準(台湾)
 - √ http://www.ilsijapan.org/ILSIJapan/COM/W2016/10_Taiwan.pdf
- 台湾司法院法學資料檢索系統(台湾判例検索)
 - √ http://jirs.judicial.gov.tw/Index.htm

【原産地規則】

- Regulations Governing the Determination of Country of Origin of Imported Goods
 - √ http://law.moj.gov.tw/Eng/LawClass/LawAll.aspx?PCode=G0350047
- 進口物品原產地認定標準
 - √ http://law.moj.gov.tw/LawClass/LawAll.aspx?PCode=G0350047
- 原產地標示 O &A
 - √ https://www.jetro.go.jp/ext_images/world/reports/2014/1bad01a546aebc6c/report_cn_pl201412.pdf

《参考》参考資料一覧(台湾)②

【その他】

- 日本・公正取引委員会:台湾公平交易委員会について
 - √ https://www.jftc.go.jp/kokusai/worldcom/kakkoku/abc/allabc/t/taiwan.html
- 日本台湾交流協会(特許庁委託事業)
 - ✓ 台湾模倣対策マニュアル(台湾における商標保護の戦略) https://www.jpo.go.jp/torikumi/mohouhin/mohouhin2/manual/pdf/taiwan16.pdf
 - ✓ 台湾における地理的表示の保護 台湾における並行輸入品への法的手当http://www.globalipdb.inpit.go.jp/jpowp/wp-content/uploads/2018/02/b0e8a2d654c1df307c31640466c40f8b.pdf
- JETRO:食品等の品質表示:台湾
 - √ https://www.jetro.go.jp/world/qa/04A-010122.html
- JETRO:台湾食品輸出ガイドブック
 - ✓ https://www.jetro.go.jp/ext_images/_Reports/02/2018/754529f7609173ed/tw_guide_rev2.pdf

【各種法令】

- 連邦取引委員会法
 - https://www.jftc.go.jp/kokusai/worldcom/kakkoku/abc/allabc/u/america.html
- 商標法
 - √ https://www.law.cornell.edu/uscode/text/15/chapter-22
- 連邦食品·医薬品·化粧品法
 - √ https://www.fda.gov/regulatoryinformation/lawsenforcedbyfda/federalfooddrugandcosmeticactfdcact/default.h
 tm
 - ✓ (邦訳)https://www.acis.famic.go.jp/acis/chouken/chouken/ffdca_taiyaku_2015.pdf
- 連邦規則集 Title21
 - √ https://www.accessdata.fda.gov/SCRIPTs/cdrh/cfdocs/cfcfr/CFRSearch.cfm

【原産地規則】

- 19 CFR 102 RULES OF ORIGIN
 - √ https://www.gpo.gov/fdsys/search/pagedetails.action?collectionCode=CFR&searchPath=Title+19%2FChapter
 +I%2FPart+181%2FSubpart+L&granuleId=CFR-2012-title19-vol1-part102&packageId=CFR-2012-title19vol1&oldPath=Title+19%2FChapter+I%2FPart+181&fromPageDetails=true&collapse=true&ycord=2959.09082
 03125
- 19 CFR 134.46 Marking when name of country or locality other than country of origin appears.
 - √ https://www.law.cornell.edu/cfr/text/19/134.46
- GDLSK法律事務所: "Made in Where?" Developments in the Area of "Made in U.S.A." Labeling & Related Issues
 - √ http://www.usfashionindustry.com/presentations/032415-USFIA-GDLSK-Webinar-USA.pdf
- JETRO:菓子の現地輸入規則および留意点:米国向け輸出
 - https://www.jetro.go.jp/world/ga/04A-061110.html

134

【各種指令·規則等】

- 不公正取引行為指令
 - √ https://eur-lex.europa.eu/legal-content/EN/TXT/HTML/?uri=CELEX:32005L0029&from=DE
 - ✓ (日英対訳) http://studylaw.web.fc2.com/200529eu_ej.htm
- 誤認惹起比較広告指令
 - √ https://eur-lex.europa.eu/legal-content/EN/TXT/HTML/?uri=CELEX:32006L0114&from=EN
- 欧州議会・理事会規則1169/2011(一般的な食品の表示規則)
 - √ https://eur-lex.europa.eu/legal-content/EN/ALL/?uri=CELEX:32011R1169
- 消費者への食品情報提供に関する規則
 - √ https://eur-lex.europa.eu/legal-content/EN/TXT/HTML/?uri=CELEX:32011R1169&from=EN
- 主要成分の由来地の表示ルールを定める欧州委員会実施規則 (EU)2018/775
 - ✓ https://eur-lex.Europa.eu/legal-content/EN/ALL/?uri=CELEX:32018R0775

【原産地規則】

- European Commission : Rules of Origin
 - √ https://ec.europa.eu/taxation_customs/business/calculation-customs-duties/rules-origin_en
- European Commission: General aspects of preferential origin
 - √ https://ec.europa.eu/taxation_customs/business/calculation-customs-duties/rules-origin/general-aspects-preferential-origin_en
- European Commission: Table of list rules applicable to products (following the classification in the CN)
 - ✓ https://ec.europa.eu/taxation_customs/business/calculation-customs-duties/rules-origin/nonpreferential-origin/table-list-rules-applicable-products-following-classification-cn_en
- European Commission: Study on the mandatory indication of country of origin or place of provenance of unprocessed foods, single ingredient products and ingredients that represent more than 50% of a food
 - √ https://ec.europa.eu/food/sites/food/files/safety/docs/labelling_legislation_executivesummary ew 02 15 293 en.pdf
- JETRO:原産地規則と原産地証明書:EU
 - √ https://www.jetro.go.jp/world/qa/04A-041152.html
- JETRO:原産地規則の概要(日EU EPA 解説)
 - √ https://www.jetro.go.jp/biz/areareports/special/2018/02/38332868455f780f.html

【その他】

- European Commission: Labelling and packaging
 - √ http://trade.ec.europa.eu/tradehelp/labelling-and-packaging
- European Commision: General Food Law
 - √ https://ec.europa.eu/food/safety/general_food_law_en
- Food information to consumers legislation
 - √ https://ec.europa.eu/food/safety/labelling_nutrition/labelling_legislation_en
- 欧州司法裁判所 判例検索
 - √ http://curia.europa.eu/juris/recherche.jsf?language=en#
 (https://curia.europa.eu/jcms/jcms/j_6/)
- JETRO: EU 輸入管理その他 食品ラベル表示、添加物に関する規制
 - √ https://www.jetro.go.jp/ext_images/jfile/country/eu/trade_02/pdfs/eu_p09_2E020.pdf
- JETRO:加工食品の現地輸入規則および留意点:EU向け輸出
 - √ https://www.jetro.go.jp/world/qa/04A-080915.html
- JETRO: EU 食品輸出ガイドブック
 - ✓ https://www.jetro.go.jp/ext_images/ Reports/02/2018/b44bfbfb1ad278a8/eu_guide2017.pdf
- JETRO: 新食品ラベル表示規則(1169/2011)の適用に関するQ&A(仮訳)
 - √ https://www.jetro.go.jp/ext_images/jfile/report/07001717/report_eu_foods_label.pdf
- JETRO: 新食品ラベル規則の概要
 - √ https://www.jetro.go.jp/ext_images/jfile/report/07000782/eu_food_label.pdf
- 内閣府:食品安全委員会
 - √ http://www.fsc.go.jp/fsciis/foodSafetyMaterial/show/syu04960630305

《参考》EU当局からのメールにて提示参考資料一覧④

- EU法及びEU規制
 - √ https://ec.europa.eu/food/safety/labelling_nutrition/labelling_legislation_en
- EU通関時の原産地表示Q&A
 - √ https://ec.Europa.eu/taxation_customs/sites/taxation/files/rules-of-origin-faq_en.pdf
- EU非特恵関税を規定するリストルール
 - √ https://ec.europa.eu/taxation_customs/business/calculation-customs-duties/rules-origin/general-aspects-preferential-origin/list-rules_en
- (EEC)No 2913/92
 - √ https://eur-lex.europa.eu/legal-content/EN/TXT/?uri=CELEX%3A01993R2454-20150501
- EU 原産地規則ユーザーガイドライン
 - √ https://ec.europa.eu/taxation_customs/sites/taxation/files/resources/documents/customs/customs_duties/rul es_origin/preferential/guide-contents_annex_1_en.pdf
- 非特恵原産地規則の一般的な解説
 - √ https://ec.europa.eu/taxation_customs/business/calculation-customs-duties/rules-origin/nonpreferential-origin/introduction_en
- 特恵原産地規則の解説
 - √ https://ec.europa.eu/taxation_customs/business/calculation-customs-duties/rules-origin/general-aspects-preferential-origin_en
- その他の情報
 - √ https://ec.europa.eu/taxation_customs/business/calculation-customs-duties/rules-origin/general-aspects-preferential-origin/common-provisions_en
 - http://trade.ec.europa.eu/tradehelp/economic-partnership-agreements-epas#Tolerance_EPA

《参考》参考資料一覧(各国共通)

- JETRO: 非特恵原産地証明書発行のための原産地規則」
 - √ https://www.jetro.go.jp/world/reports/2013/07001347.html
- JASTPRO:長期連載「検証 WTO非特恵原産地規則調和作業」
 - √ http://www.jastpro.org/essay/tokue.html
- 近畿商工会議所連合会:貿易関係証明書業務ガイダンス 円滑な発給のための基本事項 -
 - √ http://www.kinki.cci.or.jp/2013boeki/2013bsg.pdf
- JETRO:米国食品医薬品局輸入食品の事前通知に関するよくある質問(Q&A)(第3版):産業界向けガイダンス(仮訳)
 - √ https://www.jetro.go.jp/ext_images/world/n_america/us/foods/pdf/20170306_2.pdf